

高雄市議會第 2 屆第 2 次定期大會市政總質詢議員質詢事項答復表 (104.11.19 高市府警預字第 10438174200 號函復)					
質 日	詢 期	議員姓名	質詢事項	主辦機關 (協辦機關)	辦 理 情 形
104.11.11		許議員慧玉	針對大社回饋金將提撥 1,000 萬元作為裝設監視器之用，倘 3 年保固期過後，加上仁大工業區遷廠確定，後續的維修費用如何取得？	警 察 局	本市大社區公所擬運用仁大工業區回饋金 1,000 萬元辦理裝設監視器，並委由本府警察局仁武分局代辦採購事宜，目前規劃採租賃方式，系統建置及後續維護費用均由承商負責，使用機關僅需每月依實際正常運作攝影機數量，按契約規定計算後支付月租費用，無須負擔後續維修經費。

高雄市議會第 2 屆第 2 次定期大會市政總質詢議員質詢事項答復表 (104.11.20 高市府地發字第 10471480300 號函復)				
質詢日期	議員姓名	質詢事項	主辦機關 (協辦機關)	辦理情形
104.11.11	黃議員香菽	抗議市府未經溝通即封閉三民區中都街，讓居民對外交通受阻。	地政局 (土地開發處)	依據現行都市計畫，三民區中都街已劃為特定商業專用區，第 69 期市地重劃開發後土地分配與唐榮鐵工廠公司所有，本府地政局配合重劃工程予以廢道，104 年 9 月 17 日邀集當地（德西里、川東里、力行里）3 位里長現地說明廢道原由，俾渠等及早轉知當地里民知悉，然當地里民仍以通行便利、用路習慣為由，強烈主張中都街應予保留、不可廢道。因本案涉及當地里民通行便利、用路習慣及唐榮鐵工廠公司權益，本府地政局已順應民意暫維持現狀，俟中庸街拓寬工程完工通車並就周邊道路系統逐一檢視後，再邀唐榮鐵工廠公司研商中都街處理事宜。

高雄市議會第 2 屆第 2 次定期大會市政總質詢議員質詢事項答復表 (104.11.23 高市府交運規字第 10438988200 號函復)				
質詢日期	議員姓名	質詢事項	主辦機關 (協辦機關)	辦理情形
104.11.11	周議員鍾滢	規劃興建仁武區八卦社區通連國 1 與國 10 新的匝道工程。	交通 局	一、增設國道 10 號八卦寮交流道案經交通部臺灣區國道高速公路局(以下簡稱高公局)於 100 年 9 月 22 日及 101 年 8 月 27 日召開二次初核會議審議，因考量八卦寮交流道與鼎金系統交流道及國 7 仁武系統交流道之間距均不足高公局新設交流道須大於 2 公里之規定，且與國道 7 號整合不具可行性，取得用地須大量拆遷民房致經濟效益分析益本比偏低，及鼎金系統交流道各項改善計畫推動完成後，未來將對鼎金系統交流道周邊交通有所改善，亦可方便八卦寮地區車輛透過平面道路便捷使用鼎金系統交流道，爰經彙整府內外相關單位意見後已暫緩推動。 二、於暫緩推動八卦寮交流道後，經初步評估建議以推動「國道 1 號增設仁武區八德二路交流道」乙案較具可行性，查

				<p>國道 1 號仁武區八德二路若設置交流道，其位置距離北側之楠梓交流道鳳楠路（357K+109）約 2.4 公里，距離南側之鼎金系統交流道（362K+221）約 2.7 公里，間距尚符高公局「高速公路增設及改善交流道申請審核作業要點」交流道間距至少應大於 2 公里之規定，惟增設交流道仍須由地方政府依據前揭要點相關規定辦理可行性研究後報請高公局審議。</p> <p>三、本府交通局已於 105 年度預算爭取編列增設國道交流道可行性評估委託研究案所需經費，預算通過後將辦理增設仁武區八德二路交流道之可行性研究。</p>
--	--	--	--	---

高雄市議會第 2 屆第 2 次定期大會市政總質詢議員質詢事項答復表 (104.11.24 高市府捷秘字第 10431738200 號函復)					
質 日	詢 期	議員姓名	質詢事項	主辦機關 (協辦機關)	辦 理 情 形
104.11.11		周議員鍾滢	儘速興建 LRT (市區電車) C5 至 C37 尚未完工的路段工程。	捷運工程局	本府捷運局正趨趕工進，各路段預計工期如下： 一、C5 至 C8 站：預計於 105 年農曆年前（105.2.6 前）初履勘。 二、C8 至 C14 站：預計於 105 年 6 月 30 日試營運。 三、第二階段 C15 至 C37 站：部分路段（C15-C18、C32-C37）施工期程須配合台鐵鐵路地下化完工後，方可進場施作，依鐵路地下化既定時程，預計 108 年 12 月 31 日前達成完工營運之目標。

高雄市議會第 2 屆第 2 次定期大會市政總質詢議員質詢事項答復表 (104.11.24 高市府教軍字第 10437746500 號函復)				
質詢日期	議員姓名	質詢事項	主辦機關 (協辦機關)	辦理情形
104.11.11	許議員慧玉	防制毒品進入校園，要求教育局進行校園安全的第一道把關，建議於國一新生入學健檢時進行尿液篩檢，設法避免調包，並追蹤受害學生進行相關輔導。	教育局	本府教育局為加強「防制學生藥物濫用」，落實防制毒品進入校園，已依教育部「深化紫錐花計畫」擬定各項作法，作為反毒工作依據，以協助並引導學生遠離毒害。針對建議事項「國一新生入學健檢時增驗毒品尿篩項目」，作法分述如下： <ol style="list-style-type: none"> 一、依據「學校衛生法」第 8 條第 1 項規定，學校應建立學生健康管理制 度，定期辦理學生健康檢查。又「學生健康檢查實施辦法」第 4 條規定，學校辦理新生入學時，應進行學生健康基本資料調查，並做成紀錄。同辦法第 5 條規定，學校辦理學生健康檢查前，應通知學生及家長，說明檢查之意義、項目及注意事項。爰新生入學時，應接受健康檢查，檢查項目應通知學生及家長。 二、依憲法第 8 條第 1 項前段規定：「人民身體之自由應予保障」。爰因尿液

採驗恐涉及人身之侵犯，應據法律保留原則，現行學校之尿液採驗，係依「毒品危害防制條例」第 33 條第 1 項規定：「為防制毒品氾濫，主管機關對於所屬或監督之特定人員於必要時，得要求其接受採驗尿液，受要求之人不得拒絕；拒絕接受採驗者，並得拘束其身體行之。」；同條第 2 項規定：「前項特定人員之範圍及採驗尿液實施辦法，由行政院定之。」及與其授權之特定人員尿液採驗辦法等規定辦理。

三、如學生健檢項目納入驗毒品項目，非學校特定人員而採強制性採驗，則違反前揭規定，因此若欲對所有學生進行尿篩，更應回溯法律授權基礎，以免違法。

四、然若事先有取得家長和學生同意尿篩作業(即非強制篩檢)，雖無侵犯學生權利的疑慮，惟如此產生「有用毒國一新生若不同意毒品尿篩」或者「不願意的學生會有來自校方和同儕的壓力」之兩難，造成學校

在實務上面臨只能在「無效(無法篩出)」與「強制」之間擇一之窘境。另以「特定人員」尿液毒品篩檢為例，其陽性篩出率很低(最多不到 2%)，若對全面性健檢學生實施，預期篩出率將更低，造成大量資源浪費(以新竹市為例，去年辦理篩出率為 0 個案數，今年已停辦)，上述皆是「人本及人權團體」質疑的主要內容。

五、經費需求部分，1 人篩檢費至少約 900 元(市立凱旋醫院)，統計今年國一新生約 25,000 人，編列預算至少需 2,300 萬元。

因此，基於上述各項因素考量之下，應依據教育部「學校訂定教師輔導與管教學生辦法注意事項」及「各級學校特定人員尿液篩檢及輔導作業要點」等規定，以兼顧人權、對象、時機、藥物種類、經費等因素，僅針對「特定人員」實施尿液篩檢，並依「尿液採驗注意事項」完成行政編組及管制作

				<p>業，防止尿液調包情事發生，以維護學生身體自主權及人格發展權。未來將持續精進並結合各外部單位人力資源，以強化各項防制工作，引導學生脫離各類誘惑，走向健康生活，再造清新良好之無毒校園環境。</p>
--	--	--	--	---

高雄市議會第 2 屆第 2 次定期大會市政總質詢議員質詢事項答復表 (104.11.25 高市府教軍字第 10437728100 號函復)				
質詢日期	議員姓名	質詢事項	主辦機關 (協辦機關)	辦理情形
104.11.11	郭議員建盟	為預防校園隨機殺人事件，建議參照日本築起圍籬方式，對外關閉「行政辦公及教室所在校舍空間」，僅在非上課時間開放社區使用操場，在社區需求與學生安全取得平衡。	教育局	<p>一、為防範外人入侵校園，強化校園管理及保障學生安全，本府教育局於 104 年 6 月 1 日邀請警局、衛生局召開跨局處校園安全會議，以現有校園安全機制為基礎，就學生自我防護教育、完善警監系統建置、校園人車（門禁）管制、校園安全巡查規劃、教育警政聯繫合作及強化緊急應變能力等面向，研議多項校園安全作為，並持續請學校落實推動，以確保師生在校安全，各項作為概述如下：</p> <p>(一)持續協助學校建置警監設備。</p> <p>(二)落實門禁管制：教職員工、志工配戴識別證。</p> <p>(三)強化安全觀念：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教導學生發現無識別證人員，提高警覺並報告師長。 2. 在校活動如要至偏僻地點應結伴

而行。

(四)落實課間巡邏。

(五)管理早到、離退學生

1. 建立集中管理安全措施。

2. 加強確認接送者是否為家長或熟識之人員。

(六)維護課後安全：協調導護志工及轄內社區巡守隊執勤銜接。

(七)強化校園保全：加強學生「上學前」及「放學後」巡守工作。

(八)調整開放校園空間：方便安全管理為原則。

(九)掌握假日活動。

1. 學生非上課期間到校需有管理措施。

2. 可搭配志工及教師共同支援管理。

(十)結盟愛心商家。

(十一)警政入校巡邏：非上課期不定期入校巡邏。

二、自日本大阪池田小學發生無差別殺人事件後，文部科學省採取了強化安全管理體制、充實安全教育、完善學校安全設施、加強教師危機管理意識、動員社區力量

協助維護兒童安全等措施，參考其編撰之學校設施預防犯罪措施研究報告（如附件 1），報告中就學校設施規劃係以確保校內建物可視性及校地領域性為大原則，擬定各項設施及警監設備配置防範方案，概述如下：

- (一) 教室與開放空間合為一體，確保學生在教師視野範圍（可視性）。
- (二) 建構可視性的圍牆或圍籬，來構成多層式防護（領域性）。
- (三) 建物出入口、戶外燈、停車場、植栽、輔助警監設備亦以可視性、領域性為原則做規劃，以建構零死角之安全校園。

三、經對照日本及我國校園安全政策作法（附件 2），在校園環境及安全管理上，兩國作法其差異性不大，均有其因應作為；此外，本府教育局為在短時間內大幅提升本市校園安全強度，減少校園死角，目前以建構警監設備為現階段之首要任務，同時已向教

				<p>育部專案申請相關經費強化各校警監系統，104 年將獲撥 330 萬更換監視器及建置虛擬圍牆，105 年將獲撥 1,500 餘萬，後續將依學校需求逐一補助建置，以避免校園發生重大安全事件。</p>
--	--	--	--	--

附件1

資料時間：104.11.12

日本文部科學省校園安全政策與我國做法之分析報告

壹、緣起：

- 一、2001年6月初，日本大阪池田小學遭外人入侵，並發生無差別殺人事件，8名小學生死亡（年齡約6-8歲）、13名學生及2名教師遭刺傷。文部科學省為日本中央教育行政部門，在這次的事件發生之後，採取了強化安全管理體制、充實安全教育、完善學校安全設施、加強教師危機管理意識、動員社區力量協助維護兒童安全等一系列措施，通過綜合治理的手段來維護學校的安全穩定。

貳、日本校園安全政策沿革：

- 一、日本文部科學省於2002年（平成14年）就校園安全擬定「學校設施預防犯罪措施」（資料來源：文部科學省官方網站：http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/1291482.htm），措施中針對學校軟硬體設施、預防犯罪精進等措施，制定其相關原則與做法。
- 二、2004年（平成16年）委託專家學者就「學校設施整備指導方針」防範對策等相關規定，以淺顯易懂的方式，撰寫「學校設施預防犯罪措施研究報告」（資料來源：文部科學省官方網站：http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/04091401.htm）。
- 三、2008年（平成18年）出版「學校設施預防犯罪措施案例研究」（資料來源：文部科學省官方網站：http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/06030611.htm）。
- 四、2001、2003、2007、2009、2010、2014年（平成13、15、19、21、22、26年）就各學制（幼兒園、小學、中學、高等學校），逐年修訂其「學校設施整備指導方針」，指導方針中第9章（幼兒園為第8章）均針對校園安全在硬體設施（校地邊界、校舍、警監系統）及通報制度訂定其相關做法（資料來源：文部科學省官方網站：http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/main7_al2.htm）。

參、日本校園安全政策與我國做法之對照：

參考「學校設施預防犯罪措施研究報告」內容，依報告中目錄順序及綜合相關項目，整理成下列對照表：

類別	研究報告章節	日本政府文部科學省校園安全政策作法	教育部及本市校園安全政策作法	備考
校園環境部分	2-2	校舍建築與設備設計以可視性及領域性為原則	本市各校校舍設計以行政區與教學區分隔居多	
	2-2	規劃校舍時，儘量避免製造新的校園死角	未來校舍重建規劃，將以二間教室共用廁所為方向，減少校園死角或學童危安因素	
	2-2 3-1 4-2	教職員室或辦公室能展望通道或戶外操場；建物出入口設置於教職員室或辦公室視野內	本市各校校舍設計以行政區與教學區分隔居多；另校舍出入口採多樣性設計，較無與日本相同之設計	
	3-1 3-3 3-5	以圍牆或網狀圍籬及植栽包圍校地	本市做法與日本類似，但採多樣化設計，如矮牆、植栽、網狀圍籬或相互搭配等	
	3-2 5-1 5-2	以監視器強化出入口、校地邊界、建築物、圍牆周邊等死角	各校設置監視系統以校內死角居多，現已向教育部申請經費強化各校警監系統，104 年將獲撥 330 萬更換監視器及建置虛擬圍牆，105 年將獲撥 1500 餘萬逐一補助建置強化	
	3-4	出入口、校地周邊、建物、	同上，各校依實	

	3-6	停車場適當位置設置戶外燈或感應燈	際需求設置戶外燈或感應燈	
	3-5	校地周邊、校地內植栽以不影響校舍內及校地四周視野展望	各校依其校園設施、區域特性配合規劃環境綠化作業	
	4-2	學校 1 樓樓層設施以強化材料建構，且職員室或辦公室隔間為透明	本市各校行政辦公室及教職員工室多設置於 1 樓，可有效監控管制可疑人員進出	
	3-2	於出入口設置對講機	各校目前多採行政電話做為與校門口警衛室通聯設施	
	6-1	於教室及必要場所裝置警報器及警示燈	本市各校主要於廁所安裝緊急按鈕，少數學校於死角安裝	
安全管理部分	2-1	整體犯罪防治計畫：依校舍建築與設備設計與功能性平衡、所需費用檢討及學校、地區特性，訂定綜合性計畫	本局每年策頒維護校園安全工作實施計畫，要求學校完成自主檢核，並配合警政單位進行校園安全空間檢測，強化各項校園安全措施	
	4-1 7-2	學校或建築物出入口設置服務台，並登記訪客資料及配掛識別證	各校主要以學校入口設置警衛室，登記訪客資料及配掛識別證	
	7-1	校園開放供民眾使用，僅開放部分區域，以格柵捲門作為區隔	各校已重新調整於學生課程結束後再行開放校	

			園，且為方便管理，僅開放 1 樓廁所	
	3-1	限制幼兒或低年級學童活動區域	學生提早到校或延後離校，採集中管理安全措施，並安置於川堂或離教職員室較近之空間	

附件 2

文部科学省委嘱調査研究

学校施設の防犯対策に関する調査研究

報 告 書

平成 16 年 9 月

社団法人 日本建築学会 文教施設委員会
学校施設の防犯対策に関する調査研究委員会

はじめに

学校は、子どもたちの夢を育む場所ではなければならない。そのために学校施設には、教育内容・方法の多様化に応え、学習・生活の場として豊かな環境を備えることが求められる。学校はまた、地域の夢を育てる場でもある。地域に開かれた学校として、生きがいを持って安心して生活を送れるコミュニティづくりの拠点となり、災害時には応急的な避難場所となるなど、地域の中で期待され、果たすべき役割は大きい。特に今日では、学校と家庭や社会が連携しながら、ともに子どもたちを育てていくという観点も重要になっている。

このように学校に求められる役割は増大しているが、その前提には、子どもたちにとって安全・安心な環境が確保されている必要がある。そもそも地域に開かれた学校とは、不審者に対して何の備えもなく空間が開かれていることを意味するものではない。

近年、学校への不審者侵入事件が大きな問題となっている。子どもたちを犯罪から守るためには、教職員をはじめとする関係者が危機管理意識を持って緊密に連携し、ソフト・ハードの両面から必要な対策を講じる必要がある。

これまでも、文部科学省では、安全で安心できる学校の確立を目指し、学校安全及び心のケアの充実に向けて総合的に取り組む「子ども安心プロジェクト」を平成14年度から推進しており、不審者侵入などの事態が起きた場合の共通的な留意事項をまとめた「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」（平成14年12月）、学校における犯罪被害防止のための特色ある安全管理の取組等を紹介した「学校の安全管理に関する取組事例集」（平成15年6月）等を作成・配布してきている。

施設面に関しては、学校施設における防犯対策のあり方について総合的に提言した「学校施設の防犯対策について」（平成14年11月 学校施設の安全管理に関する調査研究協力者会議）が公表され、それに基づき「学校施設整備指針」の改訂（平成15年8月）が行われてきた。

この報告書は、文部科学省より（社）日本建築学会へ委嘱された調査研究の成果であり、各教育委員会や学校等の防犯対策を担当される方を対象に、学校施設の防犯対策に関する手引書として、上記「学校施設整備指針」における防犯対策関係規定について、分かりやすく解説することを意図したものである。

関係者におかれては、既に配布済の指針等とあわせて本手引書を十分に活用し、安全、安心で豊かな教育環境が全国の学校で形成されていくことを願う次第である。

平成16年9月

社団法人 日本建築学会 文教施設委員会
学校施設の防犯対策に関する調査研究委員会

主査 長澤 悟

學校施設の防犯対策に関する調査研究 報告
目次

第 1 章 学校施設における防犯対策	1
1-1 学校施設における犯罪の動向	
1-2 学校の防犯対策に係る行政の対応	
1-3 学校施設の防犯対策に係る基本的な考え方	
第 2 章 学校施設における防犯対策の原則	7
2-1 全体的な防犯計画	
2-2 視認性・領域性の確保	
2-3 接近・侵入の制御	
2-4 定期的な点検・評価の実施	
2-5 防犯設備等の積極的な活用	
第 3 章 敷地境界及び敷地内部の防犯対策	15
3-1 施設配置	
3-2 門	
3-3 囲障	
3-4 外灯	
3-5 植栽	
3-6 駐車場、駐輪場	
第 4 章 建物の防犯対策	27
4-1 受付	
4-2 窓・出入口	
4-3 避難経路	
第 5 章 防犯監視システムの導入	33
5-1 設置目的・場所	
5-2 出入管理	
5-3 侵入監視	
5-4 監視体制への配慮	
5-5 夜間・休日の機械警備	
第 6 章 通報システムの導入	41
6-1 通報装置	
6-2 連絡システム	
第 7 章 学校と地域の連携に対応した防犯対策	45
7-1 学校施設の開放時の留意点	
7-2 複合施設の場合の留意点	

第 1 章 学校施設における防犯対策

1-1 学校施設における犯罪の動向

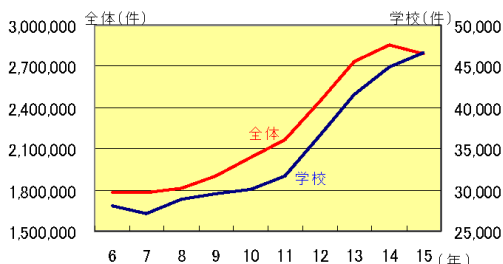
(1) 犯罪件数の増加

平成 15 年中の刑法犯認知件数(交通にかかる過失致死傷等を除く)は、279 万 136 件であり、平成 6 年に比較して、約 1.6 倍に増加している。そのうち凶悪犯(殺人、強盗、放火及び強姦)及び粗暴犯(暴行、傷害、脅迫、恐喝等)については、平成 15 年がそれぞれ 1 万 3,658 件、7 万 8,759 件で、平成 6 年に比べてそれぞれ約 1.8 倍、約 1.9 倍に増加している。

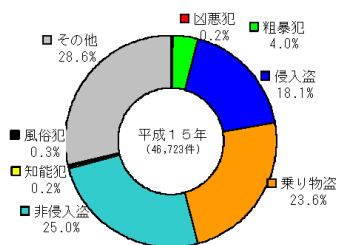
このうち、平成 15 年中に学校(学校教育法第 1 条に掲げる学校、同法第 8 2 条の 2 の専修学校及び同法第 8 3 条の各種学校のほか、その実態が幼稚園と同一視されるような保育所を含む)で発生した刑法犯認知件数は 4 万 6,723 件であり、平成 6 年に比べ、約 1.7 倍となっている。同様に平成 15 年の凶悪犯、粗暴犯は 99 件、1,885 件で、平成 6 年に比べそれぞれ約 1.8 倍、約 1.6 倍となっている。

これらのデータから、近年の社会全体の犯罪の増加に伴い、学校内においても犯罪が増加している傾向が見られる。

【参照】<http://www.npa.go.jp/toukei/keiji16/index.htm>



■ 図 1-1-1 刑法犯認知件数の推移



■ 図 1-1-2 学校における罪種別割合

(2) 侵入事件の発生とその特徴

学校施設において発生する犯罪には、大きく分けて、「学校荒し」など窃盗等による財産犯と、不審者等による児童生徒等に対する身体犯がある。中でも緊急の課題であり、本手引書において主眼とする後者については、京都市立日野小学校における事件(平成 11 年)、大阪教育大学附属池田小学校における事件(平成 13 年)、宇治市立宇治小学校における事件(平成 15 年)等、小学校に侵入した者により児童等が殺傷される事件が発生している。

平成 15 年中、小学校に侵入した者によって児童の生命・身体に危害が及ぶおそれがあった事案(課外活動を含む課業時間帯の発生)として、警察庁に報告のあったものは 22 件であり、うち 9 件は侵入者が凶器を所持していたことが判明している。

【参照】<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki15/honbun.pdf>

<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki15/shiryuu.pdf>

第 1 章

1-2 学校の防犯対策に係る行政の主な対応

①設置者等への周知徹底

学校の安全管理について、ハード面及びソフト面の両面から総合的な対策が行われるよう、文部科学省では、例えば、以下のように関係者への周知徹底を図ってきた。

○「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目(例)の改訂について」通知(平成13年8月)

幼児児童生徒の安全確保および学校の安全管理のために、学校及び教育委員会等において取り組むべき事項並びに家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項について、具体的に点検すべき項目を参考例として示したもの。

【参照】http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/13/08/010832.htm

○学校施設整備指針の改訂(平成15年8月)

教育内容・方法等の多様化への対応など学校教育を進める上で必要な施設機能を確認するために、計画及び設計において必要となる留意事項を示したものであり、学校種別に策定されている。

報告書「学校施設の防犯対策について」(平成14年11月)を踏まえ、「小学校施設整備指針」「中学校施設整備指針」「幼稚園施設整備指針」が平成15年8月に改訂され、それぞれ学校施設の防犯対策に関する規定を充実したもの。

【参照】http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/001/toushin/03082101.htm

○学校安全緊急アピール ―子どもの安全を守るために―(平成16年1月)

学校への不審者侵入など子どもの安全を脅かす事件が後を絶たない状況を踏まえ、より具体的な学校の安全対策を推進するため、学校や設置者が子どもの安全確保のための具体的な取組を行うに当たっての留意点や学校、家庭、地域社会、関係機関・団体の連携により、子どもの安全を確保するための方策等についてまとめたもの。

【参照】http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/01/04012002.htm

②「子ども安心プロジェクト」の推進(平成14年度～)

文部科学省では、安全で安心できる学校の確立を目指し、学校安全及び心のケアの充実に総合的に取り組む「子ども安心プロジェクト」を平成14年度から推進している。このプロジェクトの中で、例えば、以下のような各種事業が実施されている。

○「学校施設の防犯対策について」(平成14年11月)

各学校において考慮すべき学校施設の防犯対策に係る基本的な考え方や、設置者が具体的な防犯対策を計画・設計する際の留意点、今後の推進方策等、学校施設の防犯対策の在り方について総合的に提言したもの。

【参照】http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/005/index.htm

○「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」(平成14年12月)

不審者侵入などの事態が起きた場合の具体的な対応の参考となるよう、共通的

な留意事項をまとめたもの。

【参照】 <http://www.naash.go.jp/kenko/kankou/manual.html>

○「学校の安全管理に関する取組事例集」（平成 15 年 6 月）

教育委員会や学校が安全管理に関する取組を進めるに当たっての参考となるよう、学校における犯罪被害防止のための特色ある取組を紹介したもの。

【参照】 <http://www.naash.go.jp/kenko/kankou/torikumi.html>

③施設整備に関する補助制度等の充実（平成 14 年度～）

学校施設の防犯対策については、財政面における支援のための仕組みが整備されており、学校設置者による積極的な活用が望まれるところである。

○公立学校施設整備補助事業 大規模改造事業におけるメニュー化

【参照】 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm

○公立学校における学校安全管理関係経費として普通交付税措置

○私立高等学校等施設高機能化整備費補助金におけるメニュー化

【参照】 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/020806.htm

④関連する取組

学校安全については関係団体の緊密な連携が不可欠であり、文部科学省のみならず、関係省庁と適切に役割を分担しつつ様々な取組を進めている。

○子ども緊急通報装置の設置（平成 14 年度 警察庁）

緊急通報ボタンを押すと赤色灯と非常ベルが作動するとともに、通報者の画像と音声が入った警察署に送信され、警察職員と通話が可能となるもの。

各都道府県において一通学区を指定し、各区に 7 基を設置。

○「子ども防犯テキスト」の作成・配布（平成 14 年度 警察庁）

子どもが自ら防犯上の対策を身に付けるとともに、保護者、学校関係者及び地域住民が子どもたちに防犯指導するための教本として作成したもの。

【参照】 <http://www.npa.go.jp/safetylife/seiankis8/kodomo.htm>

○「地域に開かれた安全・安心な学校づくりガイドブック」公表

（平成 15 年 9 月 文部科学省、警察庁、厚生労働省、国土交通省）

地域に開かれた安全・安心な学校づくりの具体的な方策等について、関係 4 省庁により検討を行い、ガイドブックとしてまとめたもの。

○「国立大学附属学校における安全管理の在り方に関する調査研究報告」公表

（平成 15 年 12 月 大阪教育大学）

社会の変化に対応した今後の国立大学附属学校における安全管理の在り方について平成 14 年度より検討を行い、報告として取りまとめたもの。

【参照】 <http://www.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/fuzoku/kenkyukai-houkoku.htm>

第 1 章

1-3 學校施設の防犯対策に係る基本的な考え方

(1) 地域に開かれた学校施設とその防犯対策の在り方

原則 児童生徒等の安全をまず第一に確保すること。

必要な視点 ○関係者が防犯意識を高め、具体的な防犯対策により安全性を確保した上で、地域住民が利用・協力しやすい学校施設づくりを推進。
○児童生徒等の生活・学習の場であるとともに公共施設としての役割もあることから、ゆとりや潤いといったデザイン上の工夫も重要。

地域に開かれた学校施設とは、不審者に対して何の備えもなく空間が開かれていることを意味するものではない。児童生徒等の安全をまず第一に確保しつつ開かれた学校施設づくりを推進していくことが重要である。

(2) 学校施設における防犯対策の視点

学校施設における防犯対策については、個々の学校の実情に応じて計画することが重要である。諸外国の学校施設における防犯に係る対応状況や防犯環境設計※の考え方を踏まえ、各学校において、まずは次の対策を計画的に講じることが重要である。

①来訪者を確認できる施設計画
外部からの来訪者を確認でき、不審者の侵入を抑止することのできる施設計画が重要である。このためには、門の設置場所や構造に留意すること、正門や通用門を見通せる位置に職員室や事務室等の管理諸室を配置すること、外部からの出入りを適確に管理するために来訪者応対用の受付を設置すること等が大切である。

②視認性や領域性を重視した施設計画
学校施設の防犯性を確保するため、敷地内や建物内及び外部からの見通しが確保され、死角となる場所がなくなるよう計画することが大切である。さらに、どの範囲を何によってどう守るかという領域性に留意した施設計画が必要とされる。門・囲障の設置や防犯監視システムの導入等により、物理的かつ視覚的にも守るべき範囲を明確化する計画が望ましい。

③通報システムの各教室等への導入
児童生徒等や教職員の安全を守るためには、不審者の侵入防止だけでなく、万が一侵入された場合の対応が不可欠である。このため、緊急事態発生時に、校内各教室・スペース、校長室、職員室、事務室相互間や、警察、消防への連絡等を迅速に行うための通報システムを各学校へ導入することが大切である。これは、地震等の災害時にも必要な設備であり、具体的には、普通教室や特別教室等へのインターホンや電話の設置、校内通報システムの整備等が望まれる。

※防犯環境設計とは
物理的環境設計による犯罪防止の手法。
諸外国では、CPTED：Crime Prevention Through Environmental Design と呼ばれており、接近・侵入の制御（P12参照）、視認性の確保（P9参照）、領域性の強化（P11参照）の3点が主な基本原則とされる。

(3) 既存学校施設の防犯対策の推進

学校施設の防犯対策については、新築、増築、改築、改造等の大規模な施設整備を行う際だけではなく、特に既存の学校施設については、施設の現状について点検・評価を行い、必要な予防措置を計画的に講じていくことが重要である。また、このことは、関係者が学校安全に関する意識を維持していく上でも有効である。

点検・評価は、地方公共団体等の学校の設置者が、各学校の教職員とともに、必要に応じ保護者、地域の関係機関・団体、建築や防犯に関する専門家等の協力の下に実施することが有効である。

■表1-3-1 点検・評価手順の例

【STEP1】図面等による点検・評価

- ・校舎等の配置図、平面図、防災関係資料、敷地周辺地図等を準備。
- ①門、出入口、主な動線等の確認
正門や通用門、校舎等の出入口、地域住民への開放部分等の位置、児童生徒・教職員・関係業者・来訪者等の主な動線を確認。
- ②守るべきものの確認
児童生徒等（特に幼児や低学年児童、障害児等）の居場所や窃盗対象となりうるもの、放火対象となりうるもの等の場所を確認。
- ③侵入経路と避難経路の確認
敷地及び校舎等における犯罪企図者の侵入口と侵入経路を想定するとともに、児童生徒等の避難経路を確認。
- ④「人の目」のある場所の確認
時間帯に留意しつつ、教職員等の居場所とそこから見える範囲（可視領域）、学校周囲の居住者等の所在と可視領域について確認。

【STEP2】現場における点検・評価

- ・STEP1で点検した図面を持って、現場で施設の現状を点検・評価。
- ①門・囲障等の点検
門や校舎の出入口等の施錠装置、塀・柵等の囲障の構造、付近の見通しと「人の目」の所在等を点検。
- ②想定される侵入経路の点検
時間帯に留意しつつ、想定される侵入経路とその周囲における「人の目」の所在、繁茂した樹木や建物等による死角等を点検。
- ③管理諸室等からの見通しの点検
校長室、職員室、事務室等の管理諸室の窓ガラスとそこからの可視領域、防犯カメラを設置している場合の撮影範囲やモニター画像を点検。
- ④夜間の出入口と外部照明の点検
夜間における校舎等の出入口と動線、外部照明の位置と照度を点検。

【STEP3】シミュレーションにおける点検・評価

- ・様々な状況を想定した防犯訓練等のシミュレーションを行い、防犯対策上の改善方法を検討。
- ①侵入事件を想定した防犯訓練等の実施
侵入事件を想定した防犯訓練等を実施し、不審者の発見・通報、校内の情報伝達、児童生徒等の避難誘導や所在・安全の確認方法等について点検。
- ②問題箇所の抽出と改善方法の検討
点検結果を踏まえて、現状の施設の問題箇所と防犯対策の問題点を抽出するとともに、すぐに改善すべき課題と中長期的な課題を整理し、具体的な改善方法を検討。

第 1 章

■表 1-3-2 文部科学省における防犯施策等

年度	文部科学省の施策等	文部科学省の補助制度等	学校への侵入事件
H11	○「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について」通知(H12/1/7)		○京都市立日野小学校事件(12/21)
H12			
H13	○「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関し緊急に対応すべき事項について」通知(H13/6/11) ○「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する緊急対策について」通知(H13/7/10) ○「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目(例)の改訂について」通知(H13/8/31)	○地方特別交付税措置 ・公立学校の緊急安全対策	○大阪教育大学附属池田小学校事件(6/8)
H14	○「子ども安心プロジェクト」の推進(H14~) ○「学校施設の防犯対策について」公表(H14/11) ○「学校の不審者侵入時の危機管理マニュアル」公表(H14/12) ●子ども緊急通報装置の設置(警察庁) ●「子ども防犯テキスト」の作成・配布(警察庁)	○公立学校施設整備補助事業 ・大規模改造事業におけるメニュー化(補助率1/3) ○地方普通交付税措置 ・公立学校及び私立専修学校の学校安全関係経費 ○私立高等学校等施設高機能化整備費補助金 ・防災機能強化施設整備費補助におけるメニュー化(補助率1/3)	
H15	○「学校の安全管理に関する取組事例集」公表(H15/6) ○「学校施設整備指針」改訂(H15/8) ○学校安全緊急アピール「子どもの安全を守るために」公表(H16/1) ●「地域に開かれた安全・安心な学校づくりガイドブック」公表(文部科学省、警察庁、厚生労働省、国土交通省) ●「国立大学附属学校における安全管理の在り方に関する調査研究報告」公表(大阪教育大学)		○宇治市立宇治小学校事件(12/18) ※H15年の小学校への侵入事件: 22件

第 2 章 学校施設における防犯対策の原則

※ 第 2～7 章では、「学校施設整備指針」における防犯対策関係規定を枠内に記し、その下に防犯対策関係規定を具体的に解説している。

2-1 全体的な防犯計画

建築計画的な対応と建築設備的な対応について、デザイン面での配慮や他機能とのバランス、費用面での検討、学校や地域の特性等を踏まえ、個々別々ではなく総合的に計画し、安全管理に関する運営体制等のソフト面の対策とも併せ全体として整合性がとれたものとするのが重要である。

(1) 学校施設における防犯対策の目標

- 学校施設における防犯対策の目標は、犯罪企図者の犯意、侵入及び犯行の抑制、並びに緊急時の適確な対応等により、児童生徒等が安全に安心して学校で生活・学習できるようにすることにある。

(2) 防犯対策の対象

- 学校施設における防犯対策は、児童生徒等の安全がまず第一に確保されることが重要である。
- 教職員や学校を利用する地域住民等、関係者の安全を確保することや、学校施設における様々な財産を保全することも重要であり、夜間・休日における防犯対策についても十分に留意することが望ましい。

(3) 児童生徒等の安全確保の方法

- 児童生徒等の安全確保の方法としては、犯罪企図者の侵入や犯行をできる限り回避するとともに、万一の場合には避難誘導等の緊急対応により、被害を最小限にとどめられるよう、ソフト面とハード面の防犯対策をバランス良く組み合わせ、その学校の状況に応じた適切な対策を講じることが重要である。
- ソフト面の防犯対策は、常勤の教職員のみならず、非常勤の教職員等を含めた学校関係者における防犯意識の向上と安全管理の徹底とともに、保護者や地域住民、関係機関等の連携による体制の整備が重要である。
- 建築計画的な対応と建築設備的な対応によるハード面の防犯対策は、近年その重要性が増しており、一層それらの対応に留意することが求められている。

(4) ハード面の防犯対策のあり方の検討

- ハード面の防犯対策は、学校や地域の特性、児童生徒の学齢等を踏まえつつ、それぞれの学校においてそのあり方を検討することが重要である。
- 既存の学校施設については、現状の施設を防犯の観点から点検・評価し、部分的な改修や建築設備的な対応、並びにソフト面の対策等を総合的に検討し、効果的な対策を講じることが重要である。

第 2 章

(5) 建築計画的な対応

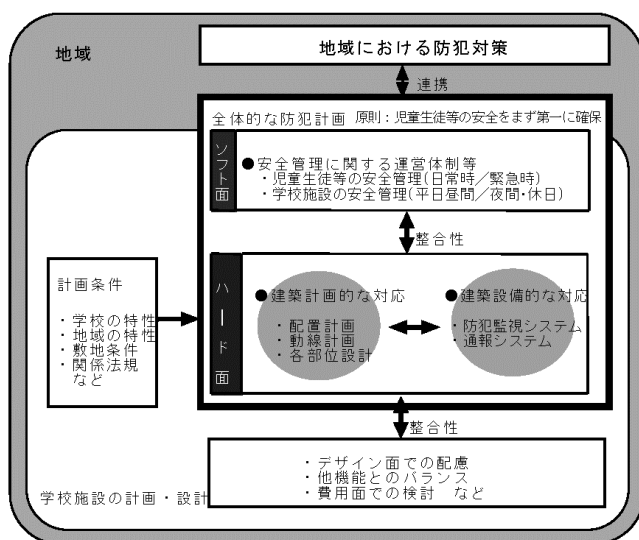
- 建築計画的な対応とは、各施設の配置計画、動線計画及び各部位の設計等による防犯対策を指す。
- これらの計画・設計に当たっては、「視認性・領域性の確保」と「接近・侵入の制御」の両面から、その学校の状況に即した具体的な方法について検討することが重要である。
- 建築計画的な対応と建築設備的な対応は、相互補完の関係にあり、設備に頼りすぎないよう、建築計画を工夫することが重要である。例えば、配置計画の工夫により「人の目」を確保するとともに、やむをえず死角となる部分について、防犯カメラ等により「人の目」を補完するよう計画することなどが考えられる。

(6) 建築設備的な対応

- 建築設備的な対応とは、敷地境界、敷地内、建物内における防犯監視システムや通報システム等による防犯対策を指す。
- これらのシステムは、建築計画的な対応やソフト面の対応を補完する対策として位置づけ、計画の段階から、導入の方法や運用の方法等について検討することが重要である。

(7) 総合的な計画・設計の実施

- 学校施設は、児童生徒等の生活・学習の場であるとともに、地域住民の生涯学習の場、地域コミュニティの拠点としての役割を果たすことが求められている。これらの機能等をバランスよく確保しつつ、児童生徒等の安全を確保することはもとより、学校施設における様々な財産を保全するための対策について、デザイン面での配慮、費用面での検討等も踏まえ、学校や地域の特性等を総合的に判断した上で計画・設計することが重要である。



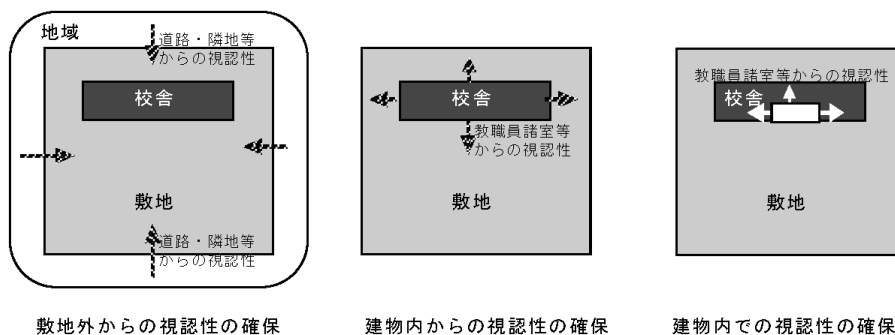
■ 図2-1-1
全体的な防犯計画に係る
概念図

2-2 視認性・領域性の確保

屋外各部及び建物内の共用部分等は周囲からの見通しを確保した上で死角となる場所をなくし、どの範囲を何によってどう守るのが明確になるよう、配置計画、動線計画、建物計画、各部位の設計等について工夫することが重要である。

(1) 視認性の確保

- 「視認性の確保」とは、見通し及び「人の目」を確保することを指す。犯罪企図者の侵入や犯行の抑制、児童生徒等の被害防止を図る上で、基礎的で本質的な原則である。
- 見通しの確保とは、施設や困障等が死角の原因にならないように配置を工夫すること並びに窓の位置やガラスの素材等を検討して建物内外の可視性を確保すること等をいう。「人の目」の確保とは、犯罪企図者の侵入等を察知できるようにするとともに、犯罪の抑止を図るために、教職員、児童生徒、その他学校関係者等が滞在する場所の配置又は時間帯に応じた動線等に配慮すること等をいう。
- 特に、教職員諸室、保健室、調理室等教職員が在室している部屋の窓から門、玄関、建物出入口及び小学校低学年の児童・幼児等の施設（教室及び遊び場等）に対する見通し及び「人の目」の確保は重要である。
- 周辺住民や前面道路の通行人からの視線の確保も防犯上有効である。
- やむを得ず死角となる部分や常時「人の目」を確保することが困難な部分については、防犯監視システムの活用を積極的に考慮することが重要である。



■ 図2-2-1 視認性の確保に関する概念図

第 2 章



■ 写真 2-2-1

敷地外からの視認性の確保の例

- ・隣接する公園から校庭への見通しを確保するとともに、校庭を見渡せる場所にベンチを配置（写真手前及び正面）して「人の目」を確保している。



■ 写真 2-2-2

建物内からの視認性の確保の例

- ・職員室などの教職員諸室（写真手前）は、校内を見渡せる位置に配置している。



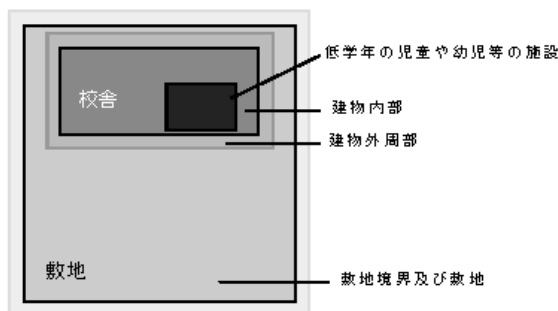
■ 写真 2-2-3

建物内での視認性の確保の例

- ・教室とオープンスペースを一体化し、室内への見通しを確保するとともに、教室付近に教師コーナーを配置して、「人の目」を確保している。

(2) 領域性の確保

- 「領域性の確保」とは、囲障や扉等により、守る範囲が物理的に画定されていることだけでなく、計画・設計上の工夫により守る範囲が心理的に知覚できる性能も含む。具体的には、校舎をコの字型に配置して囲われている印象を与える手法、路面の舗装材を変えて他とは別の領域であることを示す手法等がある。また、地域住民との協働で維持管理する植栽帯の設置や地域のシンボルとなるようなデザイン等により関係者の帰属意識や共同意識を促す手法もある。
- 計画・設計等に当たっては、学校や地域の特性等を踏まえつつ、敷地境界部、敷地内（特に、建物出入口等の建物外周部）、建物内部において守る範囲を設定し、配置計画、動線計画、建物計画、各部位の計画等を工夫して、物理的にその範囲を明確にすることが重要である。
- 守る範囲は、犯罪企図者が容易に接近・侵入しにくいように、重層的に構成することが望ましい。特に、小学校低学年の児童や幼児等に関する施設については、犯罪企図者が容易に門、玄関、建物出入口等から当該施設に接近・侵入しにくいように、教職員が在室している部屋等からの視認性の確保に配慮しつつ、配置計画や動線計画等を工夫することが望ましい。



■図2-2-2 守る範囲の構成に係る概念図



■写真2-2-4 領域性の確保の例
 ・正門付近の塀を見通しの利くフェンスに替えるとともに、沿道部分に植栽帯を整備し、地域住民等と協働して花と緑の手入れを行い、領域性を確保している。

第 2 章

2-3 接近・侵入の制御

犯罪企図者の動きを限定し、学校の敷地内や建物内等、守る範囲への接近・侵入を妨げ、犯罪を抑止するよう、配置計画、動線計画、建物計画、各部位の設計等について工夫することが重要である。

(1) 犯罪企図者の接近・侵入の制御

- 「接近・侵入の制御」とは、主として配置計画、動線計画等により、直接的に犯罪企図者の動きを限定し、敷地内や建物内における守る範囲への接近・侵入を妨げ、児童生徒等の被害及び侵入・窃盗等を目的とした破壊行為等を抑止することをいう。
- 学校は、建物出入口や窓等の開口部が多いという特性を持っている。従って、計画・設計に当たっては、見通し、「人の目」の位置、守る範囲及び管理体制等を勘案しつつ、接近・侵入を制御する方策について検討することが重要である。具体的には、門及び建物出入口の位置や開閉・施錠の方法、管理諸室・低学年の児童や幼児の施設等の配置計画、時間帯に留意した児童生徒・教職員・関係業者・来訪者等の動線計画等による制御が考えられる。防犯監視システムについては、配置計画、動線計画等による制御を補完する措置として、導入を検討することが重要である。



■写真2-3-1 接近・侵入の制御の例
・通用門は、登下校時以外は門扉を閉め、来校者は正門からの利用に一元化している。

2-4 定期的な点検・評価の実施

防犯対策に係る施設・設備については、定期的に、また、必要に応じて臨時にそれらの機能について点検・評価し、不都合が生じている場合は、迅速に改修、修理、交換等の改善措置を講じることが重要である。

(1) 点検・評価の重要性

- 防犯対策に係る施設・設備の点検・評価は、非常時において十分に機能を発揮できるようにするとともに、適切な安全管理の対策や必要な予防措置を計画的に講じていく上で重要である。また、関係者の安全管理に関する意識の保持を図る上でも有効である。

(2) 定期的な点検・評価

- 扉の開閉状況や施錠の点検、センサーの検知や防犯カメラの映像等の点検については、日常的に行われるよう、点検担当者を設定する等、安全管理に関する運営体制を整えることが重要である。
- 防犯訓練や防災訓練では、安全管理に関する運営体制の点検・評価を行うとともに、通報システムや避難経路、見通し等について点検・評価を実施することが重要である。
- 照明設備は、汚れやランプ自身の光束低下による照度低下が生じることから、夜間の照度や暗がりの状況についても定期的に点検・評価することが望ましい。

(3) 臨時の点検・評価

- 学校施設の侵入事件等は、模倣犯の犯行を引き起こす可能性があるため、こうした事件が発生した場合は警戒を強めるとともに、臨時に防犯対策に係る施設・設備の点検・評価を行うことが重要である。

(4) 改善措置の実施

- 点検・評価により不都合が生じている場合には、計画的な修繕等に併せて改善すべきものと緊急に改善すべきものとに分けて検討し、速やかに対応することが重要である。

第 2 章

2-5 防犯設備等の積極的な活用

定期的な防犯訓練等を通じ、防犯設備の使用方法等について周知徹底を図ることが重要である。

(1) 既存の学校施設における防犯設備等の積極的な活用

- 既存の学校施設における防犯対策については、新たに建築計画的な対応を行うことは困難な場合が多いため、建築設備的な対応について積極的に考慮することが望ましい。
- 建築設備的な対応は、防犯の観点から現状の施設を点検・評価し、安全管理に関する運営体制や対策に係る費用等を総合的に検討した上で、実施することが重要である。



■ 写真2-5-1

防犯設備の活用の例

・玄関の外側に、防犯カメラとインターホンの子機を設置している。

(2) 防犯設備の使用方法等の周知徹底

- 防犯設備は、その機能を十分に発揮できるよう、その使用方法や運営体制について周知徹底を図ることが重要である。特に通報システムについては、非常時に適切に使用できるよう、防犯訓練等を通じて具体的な使用方法や運営体制を確認し、実際に試行することが重要である。
- 児童生徒等の避難経路についても、防犯訓練等を通じて試行し、使用するルート等を周知徹底することが重要である。

第3章 敷地境界及び敷地内部の防犯対策

3-1 施設配置

- (1) 校舎内や周囲からの見通しがよく、敷地内において死角となる場所がなくなるよう各建物、屋外施設、門等の配置に留意することが重要である。また、建物等を増築する場合は、新たに死角となる場所をつくらぬよう既存施設等との関係に十分に留意することが重要である。
- (4) 建物等の配置上、やむを得ず死角となる場所については、防犯監視システムの導入や定期的なパトロールの実施等の対応をとることが重要である。

(1) 見通しの確保

- 「死角となる場所をなくす」ということは、周囲からの見えやすさを確保し、人の目等により離れたところからでも不審者が識別できるようにすることをいう。
- 敷地内の建物、屋外施設、門等の各部位の設計については、敷地内外各部からの見通しを確保するとともに、門や建物の出入口などには周囲からの見通しが確保されるように計画することが重要である。

(2) 増築の際の留意点

- 建物等の増築の際には、既存建物や既存建物と増築建物との間に、新たな死角を生むことが多いため、既存建物との関係に十分配慮した計画とするとともに、教職員や地域等の「人の目」を分散した形で配置することが望ましい。
- 見通しが確保されにくい場所には、教師コーナー等に「先生の日」やPTA等が利用するクラブハウス、会議室等に「地域の人の目」を分散する等、「人の目」が確保できる部屋の配置を、増築の際に考慮することが重要である。
- 死角となるところで、「人の目」を配置することができない場所については、防犯カメラやセンサー等の防犯設備の設置や、こまめなパトロールの実施等の対策を行うことが重要である。

第 3 章

(2) 職員室、事務室等については、アプローチ部分や屋外運動場等を見渡すことができ、緊急時にも即応できる位置へ配置することが重要である。また、調理室等についてはサービス用車両の進入頻度も高いことから、その配置や動線計画について配慮することが望ましい。

(1) 管理部門の位置

- 職員室、事務室等から、アプローチ部分や屋外運動場などが見通せる配置になっていることが望ましい。
- 職員室、事務室等は、迅速な行動がとれるように 1 階に計画し、それぞれの部屋から直接屋外に出られるような出入口を設けることが望ましい。2 階に配置した場合には、接地階につながる階段をこれらの部屋に近い位置に設ける等、計画上配慮することが望ましい。

(2) サービス部門の防犯対策

- 外部からの出入りがしやすく、人の目につきにくい位置にある調理室等のサービス部門における出入口については、バックヤード用の門扉等を設けて単独のセキュリティの領域をつくり、ID カードによる施錠コントロール等、防犯設備による対応や時間による出入管理等を行うことが望ましい。



■ 写真 3-1-1 サービス部門の防犯対策例
*給食室への搬入車両用に門扉を設け単独のセキュリティの領域をつくっている。手前が正門、正面が給食室への搬入車両用の門扉。

(3) 特に適切な指示・誘導や介助が必要な幼児や低学年の児童等が活動する施設については、防犯上の安全性を確保するため、テラスや遊び場等の屋外スペースを含めその活動範囲を明確にしたり、敷地境界からの距離を十分に確保することや、非常時に即応可能なように、職員室や事務室等の教職員の居場所から近い位置や見通しのきく位置に配置する等の配慮が重要である。

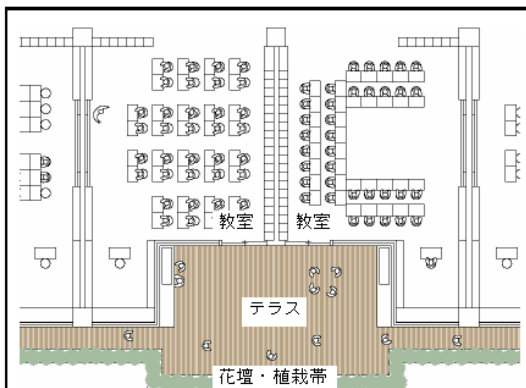
- 低学年の児童や幼児は、遊びに夢中になり、突然先生の目の届かない場所に行ってしまう事なども考えられるため、大人によって守られなければならない対象であり、防犯上特に配慮することが重要である。
- 屋外スペースについては、敷地境界から距離をとり、スペースに余裕を確保すること、行き止まりをつくらないこと等により、非常時に容易に避難ができるように計画することが重要である。さらに、花壇等を設け、子供たちの活動領域を絞りやすいようにしておくことも有効である。
- また、非常時に即応可能なよう、職員室や事務室から近い位置や見通しのきく位置に配置することが重要である。さらに、低学年の教室の直近に教師コーナーを設けるなど、必ず誰かの目が子供たちのすぐ傍にあることがより望ましい。



■写真 3-1-2

低学年の活動領域を絞った例

- ・低学年の子供たちの活動領域を絞りやすいよう配慮している。



■図 3-1-1

ベランダの活動領域設定の例

- ・屋外空間に花壇や植栽帯等を設け、活動領域を設定している。

第 3 章

3 - 2 門

- (1) 不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から、職員室や事務室等の教職員の居場所から見通しがよく、死角とならない位置に門を設置することが重要である。
- (2) 不審者の侵入を防ぎ、かつ、登下校時や避難時に児童生徒等が円滑に敷地内外に入出りすることができるよう、門の施錠管理を適確なものとするのが重要である。
- (3) 登下校の利便性、サービス用車両の進入等のために、見通しのきかない位置に門を設けざるを得なかったり、死角となったりする場合は、門の施錠や開閉による来訪者の出入管理に特に留意することが重要である。その際、障害者や高齢者の利用に支障が生じないよう配慮することが望ましい。
- (4) 外部からの来訪者を確実に確認できるよう、来訪の際は必ず受付場所へ立ち寄る旨の表示を門等に掲げることが重要である。
- (5) 外部からの来訪者が建物内の受付場所へ容易に行くことができるよう、誘導のための案内図やサインを必要に応じ門の周辺に計画することも有効である。
- (6) 外部からの来訪者を確認し不審者の侵入を防ぐため、防犯カメラや赤外線センサー、インターホン等の防犯設備を、必要に応じ門の周辺に設置することも有効である。

(1) 門の位置

- 内部からの見通しを確保すると同時に、敷地の外部の人の目に触れやすい位置に設けることが重要である。
- 職員室や事務室等で、門における人の出入りを把握できる計画とすることが重要である。

(2) 門の構造

- 不審者の侵入を抑止するとともに、来訪者を迎え入れるためには、門を施錠するなど適切な管理を行うとともに、門の周辺に受付への案内やインターホンの設置等を併せて計画することが望ましい。
- 通常の登下校の際には、門には大きな開口幅が必要とされる。その結果、出入りのために門の開閉が容易でなくなる場合には、それに加え、傍に通用門を設けること等により、侵入の抑止と来訪者への対応がしやすいように計画することが望ましい。その際、障害者や高齢者の利用に支障が生じないよう配慮することが望ましい。
- 複数の門がある場合、登下校時以外は出入口を限定し、人の出入りを管理しやすい状態にしておくことが有効である。



■ 写真 3-2-1

正面の脇に通用門を設けている例

・事務室（左手）からの見通しを確保しつつ、正面の脇に出入りのための通用門及び来訪者用のインターホンを設けている。

（3）防犯設備等による対応

- 見通しのきかない場所に設置された門については、学校や地域の状況に応じ、インターホンやセンサー等の防犯設備や電気錠を設置し、開閉を遠隔操作すること等も考えられる。センサー等については、登下校の際にセットするのは現実的ではなく、セットする時間帯を考慮して運用を行うことが重要である。
- 守衛あるいはその役割を果たす人（ボランティアや地域のシルバー人材などが考えられる）が配置される場合には、門の直近や門を見通せる位置に、そのための施設を計画することが望ましい。

第 3 章

3-3 圍障

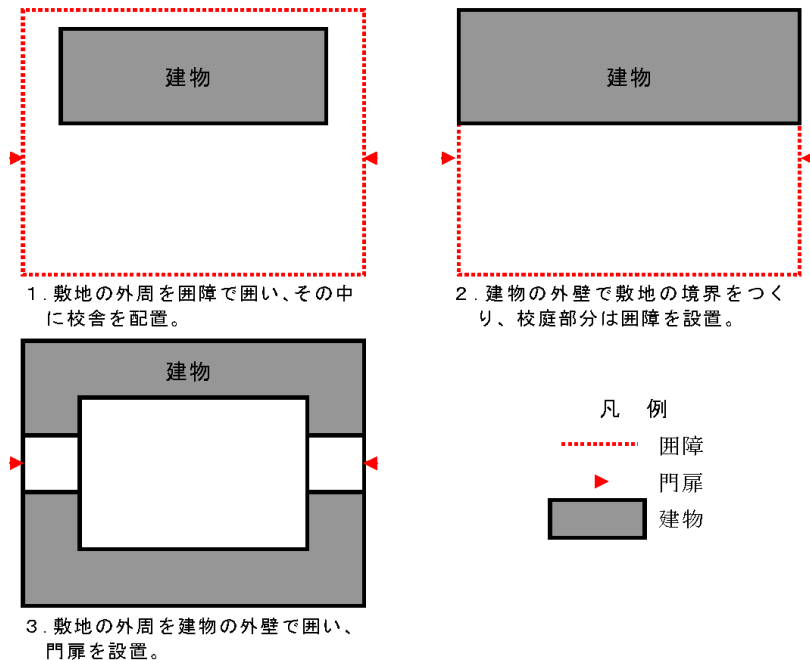
(1) 学校の領域性を確保し不審者の侵入を防ぐため、周辺地域の状況や施設の配置に応じて守るべき領域の境界に圍障を計画することが重要である。

(1) 守るべき領域の境界としての圍障

○ 守るべき領域については、敷地から教室まで様々な設定の仕方があり、一つの領域の防犯機能に頼りすぎると、万が一不審者に侵入された際、適切な対応ができず、かえって危険な状態となり得る。守るべき領域を段階的に設定し、それぞれの領域について適切な防犯対策を組織的に実施することが重要である。この意味で、圍障については、侵入を直接防止することに加え、守るべき領域を明確にするという役割も踏まえて計画することが重要である。

(2) 圍障の形態

○ 圍障の形態については、下記のようなものが想定される。選択する際は、地域の状況やソフト面の安全管理体制等を十分に考慮して検討することが重要である。
○ 物理的な境界を設けずに学校の安全を確保するためには、日常的に地域と連携し防犯体制を整備すること、建築計画的・設備的な対応に万全を期すこと、警備員配置等ソフト的に対応することなど、総合的に計画することが重要である。



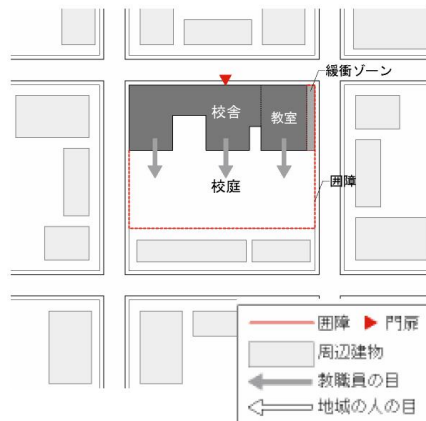
■ 図 3-3-1 敷地・建物・圍障の関係図

第 3 章



■写真 3-3-1 敷地の外周を圍障で囲い、その中に校舎を配置した例

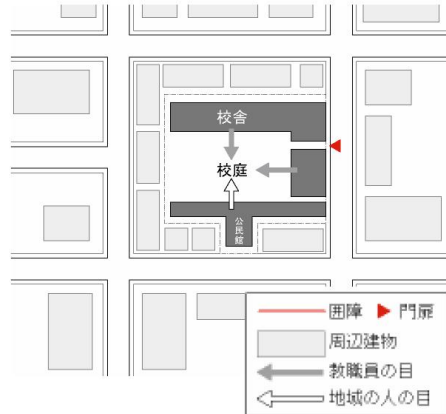
・敷地の外周を、ネットフェンスと植栽を組み合わせ、景観的に配慮した圍障で囲い、その中に校舎を配置している。



■写真 3-3-2 建物の外壁で敷地の境界をつくり、校庭部分は圍障を設置した例

・建物の外壁が直接敷地の境界をつくっているが、教室が直接道路に面する部分には、間に緩衝ゾーンとしてテラスを挟んで、スクリーンを設けている。

第 3 章



■写真 3-3-3 敷地の外周を建物の外壁で囲い、門扉を設置した例

・建物の外壁で境界を作り、導入部に門扉を設け、敷地外周部の領域を形成している。この例は、中庭（校庭）を校舎が取り囲む平面形で、境界内に入ると周りから見られるような形になっている。しかも地域のコミュニティ施設等との複合施設であり、来訪者が多くの地域の人の目に入る空間構成になっている。

- (2) 圍障を計画する際、特に防犯の面からは、周辺からの見通しを妨げるブロック塀等は避け、視線が通り死角を作らないフェンス等を採用することが重要である。また、周辺環境との調和を図るため、植栽等と組み合わせることも有効である。
- (3) 学校建物が周辺建物と密接して立地している場合等で、隣接建物等から不審者の侵入が心配される状況では、圍障について十分な高さや形状を確保することが重要である。
- (4) 不審者の侵入や接近を防ぐため、防犯カメラや赤外線センサー等の防犯設備を、必要に応じ圍障の周辺に設置することも有効である。

(1) 見通しのよい圍障

- ブロック塀や万年塀等は周辺からの見通しを妨げることとなる。防犯の面からは、学校内部から視線が通り、敷地の外の様子を把握できることが望ましく、死角を作らないフェンス等を採用することが重要である。

(2) 圍障の景観的側面

- 学校の敷地周長は長く、地域の中で道路景観に及ぼす影響は大きい。従って、周辺環境との調和や潤いのある景観を作るためには、視線が通るデザインのものであっても、フェンスだけではなく植栽等と組み合わせることも有効である。



■写真 3-3-4 敷地境界に植栽を施した潤いのある景観の圍障
・敷地境界に植栽を施し、歩道側の植栽とあわせて緑豊かな歩行者空間を形成している。

第 3 章

3-4 外灯

- (1) 夜間における安全性を確保するため、門やアプローチ、敷地境界、建物周囲等の適切な位置に、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保できる間隔で外灯を設置することが重要である。その際、省エネルギー対策や近隣の住宅への影響等にも留意することが望ましい。
- (2) 不審者が侵入する可能性のある場所や通用門、駐車場等に、外灯の外にセンサー付きライト等を必要に応じ設置することも有効である。

(1) 明るさの確保

- 冬季の夕方等はかなり暗くなるため、登下校時に利用するアプローチ、門扉、建物周囲等には、適切な位置に道路の照明とのバランスを考慮して外灯を設け、暗がりをつくらないようにすることが重要である。

(2) 地域における位置づけ

- 外灯の設置に際しては、国、都道府県、市町村といった道路管理者や、地域住民等の参画により、総合的に計画することが重要である。
- 地域開放を行うゾーンを敷地外周部の近い位置に配置し、街路側に明かりが灯るようにすることも、一般の通行人に安心感が与えられ有効である。

(3) 照度のバランス

- 場所による極端な明暗の差が生ずると、わずかな暗がりでも視認できなくなることがあるため、人の行動を適確に視認するためには、ある程度均質な照度分布を確保することが重要である。
- 少数の外灯で必要照度を確保する計画の場合には、高輝度で高さのあるポール状のものを採用することとなるため、近隣への影響を考慮することが重要である。また、照明器具を選ぶ際には、配光分布等に十分注意を払うことが重要である。

(参考) 人の行動を視認できる程度の照度

4m先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度の照度をいい、水平面照度が概ね3ルクス程度のものをいう。

(出典：「安全・安心まちづくり推進要綱」平成12年2月 警察庁)

【参照】http://www.pdc.npa.go.jp/pub_docs/notification/seian/seianki/seianki20000224.pdf

(4) センサー付きライト

- センサー付きライトは、警戒域に入ると点灯するため、不審者を驚かせる意味で効果的である。従って、通用門、駐車場等、目的のある人しか近寄らない場所等に配置することが有効である。

3-5 植栽

敷地周辺、敷地内の植栽については、環境に潤いを与える等の緑の持つ効果にも留意した上で、校舎内や敷地周囲等からの見通しを確保し死角の原因とならないよう植栽計画を立案することが重要である。また、樹種、樹高等に応じ定期的に剪定する等の維持管理を行うことも重要である。

(1) 豊かな環境としての緑

- 緑豊かな環境は、心理的に落ち着きを与え、犯罪を生むことへの抑止力につながることも考えられ、防犯対策上有効である。

(2) 見通しの確保

- 敷地境界部の植栽については、校舎内と敷地周囲相互に視線を通すことが重要であり、目の高さの部分については、視線が通るように剪定されていることが望ましい。中高木は、植えられた樹木の成長段階によって、このような条件が満たせない場合もあり、葉が密なものより、透けるような樹種を選択する方が有効である。



■ 写真 3-5-1 視線を通しかつ敷地境界部を緑豊かな景観にしている例
・敷地境界から建物を後退させ、敷地境界部に視線を通しかつ積極的な緑化を施し、潤いのある景観をつくっている。

第 3 章

3-6 停車場、駐輪場

- (1) 自動車や自転車等を使用する来訪者を適確に確認できるよう、駐車場や駐輪場の配置、構造等に留意することが重要である。
- (2) 校舎内や周囲からの見通しを確保し、駐車場や駐輪場の中に死角を生じないように配慮することが重要である。
- (3) 夜間における不審者の侵入や犯罪を防止するため、駐車場や駐輪場に外灯を設置し、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保することが望ましい。

- 駐車場や駐輪場は、自動車や自転車により見通しのききにくい場所になりやすい。したがって屋根付の場合にも、できるだけ昼夜ともに暗がりをつくらないように配慮することが重要である。
- 来訪者を適確に確認できるように計画することが望ましいが、困障の外側に駐車場等を配置し校舎内から見通すことが困難な場合には、周囲から見通しがきくようなしつらえとし、安全性を高めることが望ましい。
- 一つの出入口に対し、駐輪スペースの奥行が長くなることは、非常時の避難を考えると望ましくない。駐輪場は、行き止まりの形状にならないように計画することが重要である。



■ 写真 3-6-1 職員室からの見通しが良い駐輪場
・駐輪場を職員室から見通しの良い位置に配置している。駐輪場への出入口を多く確保し、避難上も有効な計画としている。

第 4 章 建物の防犯対策

4-1 受付

- (1) 外部からの来訪者を確認し、不審者を識別できるようにするため、運営体制を考慮した上で、来訪者の使用する門に隣接した場所や建物の出入口付近等の分かりやすい位置に、来訪者応対用の受付を設置することが重要である。
- (2) 受付では、外部からの来訪者が住所、名前、来訪目的等を記帳した上で、名札やリボンを着用するなど、不審者を識別できるようにすることが重要である。なお、名札やリボン等の適確な管理にも留意することが望ましい。
- (3) 受付は、職員室や事務室等に隣接した位置又はその一部や、開放部分の入口等に設置することが望ましい。
- (4) 学校の防犯対策については、保護者、地域住民、警備会社、警察等の協力の下に実施することが大切であり、これらの人々の学校内での控室を受付に隣接した位置に設置することも有効である。
- (5) 受付の周辺に、用件が曖昧な来訪者等を案内し一時待機させるためのスペースを設定しておくことも有効である。

(1) 来訪者の確認

- 学校には、児童生徒・教職員を始め、保護者や地域住民、教育委員会関係者、給食搬入業者等、様々な来訪者が常時出入りしている。いつ、誰が、何の目的で出入りしているのかを把握し、目的に応じた適切な出入管理を行うことが重要である。

(2) 位置・機能

- 受付の位置は、児童生徒や来訪者が入ってくる門やアプローチが見渡せ、来訪者にとってもわかりやすいことが重要である。
- 不特定の来訪者に対しては、受付を必ず通る動線計画とすることが重要である。
- 受付では、不審者を識別できるよう名札等を貸与し、見易い位置に付けてもらうことも有効である。
- 来訪者には訪問者名簿への記入を促し、目的に応じた接客対応と同時に、必要に応じ学内での緊急時の対応などの説明を行い、協力を求めることも有効である。



■写真 4-1-1 名札の着用例

・名札を着用してもらうことにより、不審者とゲストを識別することが可能となる。

第 4 章

(3) 見通しと「人の目」の確保

- 受付は、事務室の一部などに配置し、他の仕事をしながらでも、対応する人が常時いる位置に計画することが重要である。
- カーテンや掲示物等に妨げられることなく、見通しの利く開口部とし、誰でも気軽に立ち寄れるように計画することが重要である。
- やむを得ず、周囲からの見通しと「人の目」が確保されにくい位置に受付を設置する場合には、インターホンやセンサー、防犯カメラ等を活用することが有効である。



■ 写真 4-1-2 親しみやすい受付
・植物や小物を活用し、誰でも気軽に立ち寄れる雰囲気としている。

(4) 通報体制

- 受付に不審な人物が現れた場合の対応が適切に実行できるよう、マニュアルの作成や訓練などを行い、対応に要する時間並びに関係機関や地域との連携方法などを確認しあうことが重要である。

4-2 窓・出入口

- (1) 接地階に位置する教室、廊下等の窓・出入口については、容易に破壊されにくいものとするよう留意するとともに、非常時の避難にも配慮しつつ、適確な施設管理を行うことが重要である。
- (2) 職員室や事務室等の建具のガラスを透明なものとし、教職員等の視線が常に周囲に行き届き、校内の状況を把握できるようにすることも有効である。

(1) 室内からの視認性の確保

- 教室内の椅子に座っている児童生徒等から、外や廊下など周辺の様子が感じられ、緊急時にどの方向へ避難すべきか判断がつくよう、室内からの視認性を確保することが重要である。
- 教室のドアまで不審者が近づいてきているのに気がつかないという事態を避けるため、ドアや廊下の壁の一部を適切な強度を持ったガラス等で計画し、見通しが利くようにすることも有効である。
- 事務室や職員室等の教職員や大人が比較的集まる場所は、常に周囲の様子を把握できるように視認性を確保することが重要である。
- 調理室や主事室など、これまで比較的校舎の裏手に位置し、視認性が意識されてこなかった室も、学校の裏手への視認性の確保に有効となる。
- 視認性を確保できない場合には、改修等によって視認性を確保したり、防犯カメラやセンサー、カーブミラーを設置したりする方法も有効である。



■写真 4-2-1
職員室からの視認性の確保の例
・教職員諸室の壁もガラスにすることで、視認性を高めることができる。

第4章



■写真 4-2-2

校長室からの視認性の確保の例
・校長室の窓からグラウンドや人の出入りが十分見渡せる。



■写真 4-2-3

調理室からの視認性の確保の例
・調理室等から学校内を見渡せる。

(2) 複数の出入口

- 火災・地震・不審者侵入に備え、複数のドアから複数の避難方向を確保することが望ましい。また、不審者侵入に対しては、内側から施錠コントロールできる事が望ましい。

第 4 章

(3) 建物の出入口

- 玄関及び非常口については、利用状況及び管理体制等を考慮した上で、時間帯に応じた開閉及び施錠方法について検討することが重要である。玄関は、扉に透明なガラス面を大きくとる等、受付から来訪者が見通せる構造にすることが望ましい。扉にガラスを使用する場合は、事故防止及び侵入防止のため、容易に破壊されにくいガラスや防犯フィルムを使用することが望ましい。
- 校庭に面した教室の出入口については、侵入防止のため、適確な施錠管理を行うことが重要である。また、外部からの侵入者が接近しにくいように、管理諸室等からの見通しを確保することや、外部に面した教室の出入口の前に植栽を配置することも有効である。
- 渡り廊下への出入口等、常時開放状態にしておく必要のある出入口については、周囲の教室等からの見通しを確保するとともに、不審者を識別することができるように、ゾーニングを明確にし、動線計画を工夫することが重要である。具体的には、来訪者が利用する門からの通過動線が当該出入口に接近しないよう、動線計画や路面の舗装、植栽帯・柵等の設置について検討することが有効である。また、必要に応じて防犯カメラ等の設置を検討することも有効である。



■写真 4-2-4 視認性が高い出入口の例
・玄関の扉をガラスにすることによって、高い視認性を確保している。



■写真 4-2-5 教室の外部出入口付近の植栽の例
・侵入者が接近しにくいよう、外部に面した教室の出入口の前に植栽を配置している。

(参考) 防犯性能の高い建物部品について

工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して建物部品が有する抵抗力が高いものとして、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議が防犯性能試験を実施した上で指定したドア、錠などのこと。

(出典：「防犯性能の高い建物部品の開発・普及の今後の在り方」平成 16 年 3 月 防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議(警察庁、国土交通省、経済産業省、関連団体))

【参照】http://www.npa.go.jp/safetylife/seiankil9/tatemonobuhin_index.htm

第 4 章

4-3 避難経路

- (1) 非常時に児童生徒等が迅速に避難できるよう、複数の避難経路を確保する等の配慮が重要である。
- (2) 通常の施錠管理を確実に行うとともに、火災や地震等の避難時には内側から簡単に解錠できる構造にも留意することが望ましい。

(1) 経路の設定

- 避難経路は可能な限り、日常と同じ経路を使うことが望ましいが、日常使用しない階段については、施錠管理によって不審者の侵入から守ることが重要である。
- わかりやすい避難経路であるとともに、複数の経路で避難することを念頭に計画することが重要である。犯罪企図者に対しては、必ずしも避難階への避難方向が望ましいとも限らないため、様々な想定をたてて避難の経路を検証することが重要である。
- 避難経路は、教職員等が低学年の児童や幼児を誘導しやすいものとするとともに、児童生徒等にとっても把握しやすいものとなるよう、十分な検討を重ねることが重要である。

(2) 避難階の出入口管理

- 非常口については、出入口からの犯罪企図者の侵入を防ぐため、死角にならない十分な配慮を行うとともに、扉を常時閉鎖し施錠しておくことが重要であるが、非常時の避難に配慮し、適切な施錠管理を行うことも重要である。具体的には、内部からはサムターン等により解錠できる自動施錠機能付きの扉を設置することが望ましい。
- アラーム付きの非常錠や火災警報との連動、地震の震動等で解錠する機能の施錠装置を設置することも有効である。



■ 写真 4-3-1

避難階段における侵入防止対策の例
・避難階段の出入口は、見通しのきく扉や乗り越えにくい侵入防護柵等、死角にならない配慮をしつつ、外部からの侵入も防いでいる。

(3) サイン計画

- 学校施設の複合化や地域開放に伴って、様々な人の学校施設の利用が想定されるため、避難経路について誰もがわかるようにサイン計画等で明快に示すことが重要である。また、学校開放時における避難経路に不都合がないかについても、確認することが望ましい。

第 5 章 防犯監視システムの導入

5-1 設置目的・場所

- (1) 防犯監視システムを設置する際は、外部からの来訪者の確認、見通しが困難な場所や死角となる場所の状況把握、犯罪企図者の侵入防止や犯意の抑制、児童生徒等の安心感の醸成等、学校や地域の状況を踏まえ、その設置目的を明確化することが重要である。
- (2) 防犯監視システムは、見通しが困難な場所や死角となる場所にある門、建物の出入口付近、敷地境界、敷地内や建物内で人目が届かず死角となる場所等に設置することが有効である。

- 防犯監視システムには、出入管理システムと侵入監視システムの 2 つの機能がある。学校施設は、周辺環境、学校種別、規模、建物配置等がそれぞれに異なるため、システムの導入にあたっては、「何のために（目的）」「どこに（設置場所）」「何を（システム）」「どのように（運用方法）」設置するのかを明らかにすることが重要である。
- 学校施設のタイプに応じて、次頁の警戒線の定義も参考にし、場所ごとに防犯設備の設置に係る課題を検討することが重要である。
- 設備の運用にあたっては、機器のスイッチが常に切られたりしていないか、動作確認を含む定期的な点検を、点検担当者を決めて実施することも重要である。
- 防犯監視システムや通報システム等の建築設備的な対応は、建築計画的な対応やソフト面の対策を補完するものとして位置付け、建築計画の検討段階から、導入の方法や運用の方法等について検討することが重要である。

■表 5-1-1 防犯監視システムの導入例

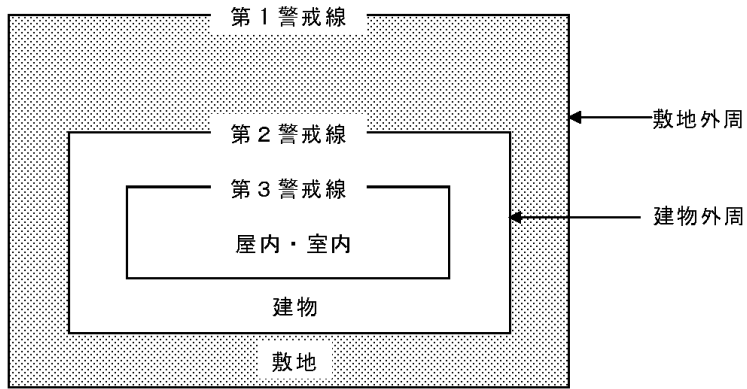
目的	設置場所	システム	運用方法
侵入防止と抑制	門	錠、認証装置	施錠等適切な管理
安心感の醸成	出入口付近	防犯カメラ、センサー	適切な監視
来訪者の確認	校門及び通用門	インターホン	用件の確認
状況の把握	建物付近の死角	防犯カメラ	死角のチェックと記録

■表 5-1-2 防犯設備の設置場所の例

防犯設備	設置場所						
	門	校庭 外周	校舎 入口	教室	廊下	事務室 職員室	その他
錠（一般的な錠、電気錠）	○		○	○		○	
認証装置	○		○			○	
インターホン	○		○				
出入管理装置（解錠、記録等）						○	
センサー	○	○			○	*	校舎周囲
防犯カメラ	○	○	○		○		エレベーター内
記録装置						○	
モニター装置						○	
センサーカメラ	非常階段口、駐車場、駐輪場等						

*主に侵入盗対策として設置。

第 5 章



近隣

(社) 日本防犯設備協会 技術標準 SES E7003-1 に基づき作成

■ 図 5-1-1 警戒線の概念図

■ 表 5-1-3 警戒線の解説

警戒線の種類	警戒線の定義	場所	検討すべき課題
第 1 警戒線	敷地内に施設される警戒線で、その範囲は防犯上有効な塀、門などの敷地外周部と第 2 警戒線を除く学校敷地部を警戒範囲とする。	正門、その他の門	施錠等適切な管理やインターホンの設置等、来訪者への対応について検討する。
		塀、フェンス	侵入防止のため、防犯設備の設置等について検討する。
		校庭	教職員諸室等の「人の目」から死角となる場所における防犯カメラの設置等について検討する。
		駐車場、駐輪場	外灯、センサーカメラの設置等について検討する。
第 2 警戒線	建物外周部（外壁及び開口部など）を警戒範囲とする。	校舎の各出入口	施錠等適切な管理やインターホンの設置等、来訪者への対応について検討する。
		屋外階段	死角となる場所におけるセンサーカメラの設置等について検討する。
		校舎の窓	施錠等適切な管理やセンサーの設置等について検討する。
		渡り廊下、テラス	侵入防止のため、センサーの設置等について検討する。
第 3 警戒線	第 2 警戒線を周囲とした建物の内部を警戒範囲とする。	教室	緊急時等に速やかに通報できるよう、非常押しボタンの設置等について検討する。
		廊下、階段	緊急事態の発生を知らせる非常灯や警報器の設置等について検討する。
		講堂、体育館	広い場所での使用が有効であるペンダント型送信機の活用等について検討する。
		教職員諸室	受信機、インターホン、校内通報、モニターの充実等について検討する。

5-2 出入管理

- (1) 外部からの侵入を防ぎ、学校関係者のみが入り出ることができるように、建物の出入口等に、必要に応じてテンキーパッド、カードリーダー等の認証装置や遠隔操作による開閉装置を設置することも有効である。
- (2) 外部からの来訪者を適確に確認するため、門や受付場所のある建物の出入口等に音声タイプやテレビタイプのインターホンを設置することも有効である。

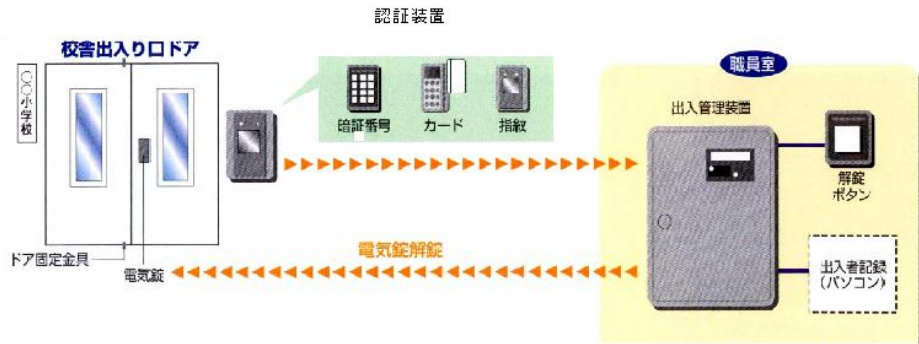
- 人的対応を行うことが難しい場所や時間帯には、利便性とその特質をよく理解し、必要に応じて出入管理システムを設けることも有効である。その設置に際しては、学校施設の状況に応じて門や建物出入口など適切な場所を検討するとともに、屋外の使用に十分耐えるものとするのが重要である。
- 錠を設置する際には、利用実態に応じたシステムを選択するとともに、適確な施錠管理を行うことが重要である。
- 外部からの来訪者に対しては、インターホンを設けて相手を十分確認できるようにし、遠隔操作による施解錠を行うことも有効である。その際、車いす利用者等に配慮した計画とすることが望ましい。
- 出入口の扉は、外部からの侵入防止のため施錠している場合において、火災発生時の避難を妨げることがないように、自動火災報知機と連動して自動的に解錠させるシステムを導入することは有効である。錠前については、内側から手動で解錠できる機構を採用することが重要である。
- 必要に応じてハード面の出入管理を強化することが大切であると同時に、訪問者名簿への記帳、名札の着用などソフト面の出入管理も合わせて検討することが重要である。

■表 5-2-1 出入管理機能の比較

出入管理のタイプ		機 能	メリット	デメリット
錠	一般的な錠	鍵やダイヤル操作等により、施解錠。	比較的安価。	遠隔操作が不可能。鍵やダイヤル番号の管理の徹底が必要。
	電気錠	電氣的信号により施解錠をコントロール。	職員室等からの遠隔操作が可能。	取付施工やメンテナンスの手間が必要。
認証装置	テンキーパッド	4～10桁の暗証番号を照合し解錠。	鍵の携帯が不要であり、比較的安価。	認証番号の管理の徹底が必要。
	非接触 IC カード	カードをかざすだけで照合し解錠。	カードを偽造され難い。	カード発行費用が若干高価。
	磁気ストライプカード	汎用性があるカードで照合させ解錠。	比較的安価。	カードデータの偽造などの恐れ。
インターホン		相手の声で確認。テレビタイプは顔も確認可能。	テレビタイプでも比較的安価。	音声タイプでは顔が見えない。

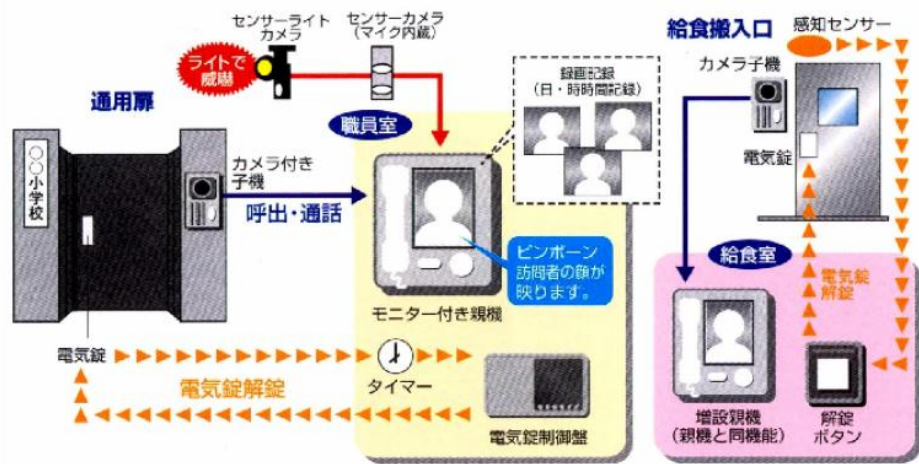
第 5 章

出入管理装置と電気錠のシステム



- ・許可された職員は、暗証番号やカード照合等の認証装置で解錠することができる。
- ・職員室にある解錠ボタン及びインターホンからも解錠できる。
- ・出入管理装置で出入りの記録を残すことができる。
- ・必要に応じ、パソコンで出入りの許可や報告書を作成することができる。

テレビドアホンと電気錠のシステム



- ・訪問者の顔を見ながら応答することができる。
- ・玄関子機は門扉やドアが施錠された場所に、親機は職員室や事務室に設置され、訪問者に対応することができる。
- ・テレビドアホンに録画機能を備えた場合、訪問者を録画することができる。
- ・センサーカメラやセンサーライト付カメラと連動させることも有効である。

■ 図 5-2-1 システムの例

5-3 侵入監視

(1) 目の届かない場所への外部からの人の出入りや人の存在の有無を把握するといった設置目的を明確化した上で、室内や敷地境界等にセンサーを導入することも有効である。

(2) 防犯カメラを導入する場合は、モニター、記録装置等が必要であり、その設置目的に応じて、設置場所、監視・運用体制等を総合的に勘案することが望ましい。

- 侵入監視システムは、外部からの侵入を検知し、通報、モニターへの表示、あるいは録画の機能を持つもので、設置目的や学校施設の状況に応じて適切なシステムを導入することが有効である。
- 侵入監視のためには侵入者を充分認識できるように、防犯カメラの取付位置及びレンズの機能を設定することが重要である。
- 敷地内への侵入を検知するセンサーは、屋外仕様の機器とする必要がある。高いフェンスが設置できない箇所には、赤外線センサーが有効であり 2 段ビーム以上が望ましい。

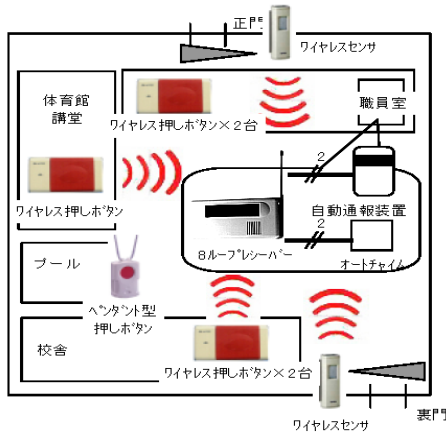
■表 5-3-1 侵入監視の機能比較

侵入監視のタイプ	機 能	メリット	デメリット	
センサー	パッシブセンサー (受動赤外線センサー)	校舎入口に設け、移動する不審者を体温で検知。	約 5m のエリア内の侵入者を簡便に検知。	小動物の侵入にも反応。
	赤外線センサー	屋外の外周に設け、赤外光線が遮断されると検知。	200m までの距離を検知。	物体などで遮断された場合に反応。
	トラップセンサー	柵にワイヤーを設置し振動があると検知。	フェンスなどの長い距離に対応。	風・雪・いたずらで反応。
	ガラス破壊センサー	窓ガラスに貼り付け、破壊される際の振動を検知。	大きいガラス面でも有効。	ガラスを強く叩く等、強い衝撃に反応。
防犯カメラ	マグネットスイッチ	窓枠に取り付けて窓やドアの開閉を検知。	取付記録も簡単で安価に設置。	窓の隙間が多いと風などで反応。
	固定カメラ (屋外)	建物の死角を監視。	逆光から薄暮まで対応可能。	監視されていると判る。
	ドームカメラ	主に校舎入口に設け目立たずに監視。	意識されないで全方位を監視。	レンズ交換に手間がかかる。
	センサーライト付カメラ	人が近づくとセンサーで照明を点灯させ監視。	一体型のためコンパクトで簡便に設置。	画素数が少ないため多少不鮮明。



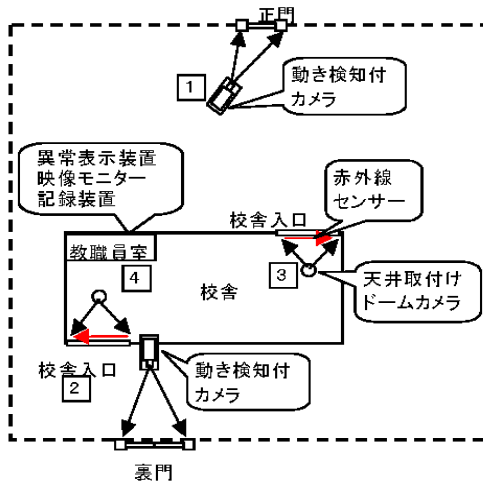
■図 5-3-1 センサーとカメラの例

第 5 章



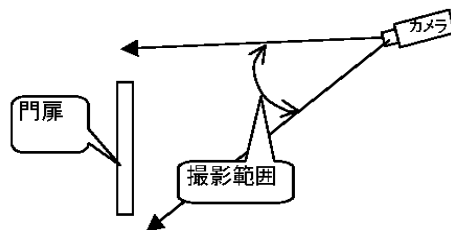
- ・ 正門と裏門に設置されたワイヤレス（無線式）センサーが侵入者を検知して、職員室に自動通報する。
- ・ 教室からはワイヤレス押しボタン、校庭やプールからはペンダント型押しボタンによって職員室へ緊急通報することができる。
- ・ 職員室では、受信器（レシーバー）がチャイムを鳴らして知らせ、外部へ自動通報することができる。

■ 図 5-3-2 無線式のセンサー及び通報装置のシステムの例



- ・ 正面のカメラ ① 及び裏門のカメラ ② は、動き検知付カメラを使うと検知エリアへの侵入者を知らせることができる。
- ・ また他のセンサーを併用し、侵入を検知した時に通報し、記録する。
- ・ 門から学校の外に向けてカメラを設置する場合、隣接住宅等のプライバシーに気を付け、画面の一部を消すマスキング機能付（次ページ参照）を設けることが望ましい。
- ・ 校舎入口にはドームカメラ ③ ④ 等を天井付近に取付け、赤外線センサーと連動させ、通過する人を撮影し、記録する。

■ 図 5-3-3 人の検知と防犯カメラの例



■ 図 5-3-4 防犯カメラ撮影の側面図

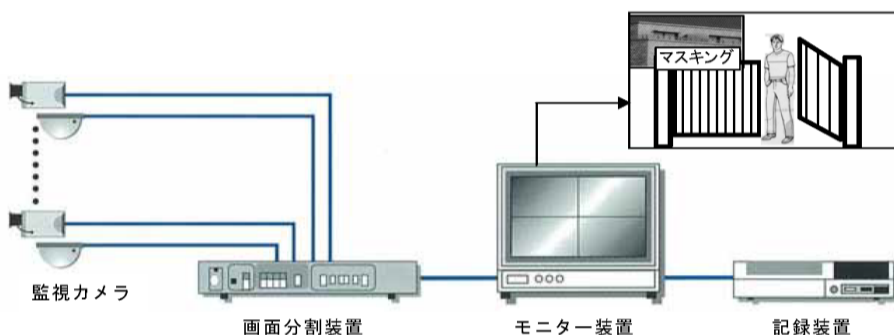
5-4 監視体制への配慮

防犯監視システムの導入に際しては、モニター等による監視体制を併せて考慮することが望ましい。

- 必要に応じて、プライバシー保護の観点から、画面に写った近隣の家などの一部を見えなくする（マスキング）などの措置を講じることが望ましい。
- モニター装置としては、多画面分割（マルチ）装置が普及しており、4～16台のカメラを一台のモニターで監視できるものが有効である。また、大勢で離れて見やすい大画面モニターを設置することも有効である。
- 出入口に取付けたセンサーが来訪者を検知した場合、防犯カメラが該当場所を撮影し、同時にチャイム音で注意を喚起するという組み合わせによるシステムの導入も有効である。
- 防犯カメラの設置に際しては、プライバシー保護の観点から、設置場所・記録方法・管理責任者等について、留意することが重要である。

■表 5-4-1 記録装置の機能比較

監視装置のタイプ		機能	メリット	デメリット
記録装置	タイムラプスビデオ	VHSテープにより長時間録画が可能。	最長720時間（1ヶ月分）の記録が可能。	低速のために画質が劣化。
	デジタルレコーダ	ハードディスクやDVDにより、さらに長時間録画が可能。	デジタルのため侵入直前数秒前の記録が可能で、画像の劣化がない。	若干高価。



・監視ポイントが複数箇所あり、複数台のカメラやセンサーが必要な場合には、多画面分割装置を介してモニターに接続する。モニターには複数台のカメラの映像が画面分割で表示され、一度に各カメラの映像を確認する事が可能である。

■図 5-4-1 システムの例

第 5 章

5-5 夜間・休日の機械警備

警備会社と連携した防犯監視システムを導入し、夜間や休日における建物内への侵入犯罪等の発生を把握し、適切に対応することで防犯対策をより確実なものとすることも有効である。

- 侵入盗対策としての機械警備については別途検討が必要であり、不審者侵入対策との整合性に留意することが重要である。
- 一般に、警備会社との契約は、夜間や休日などの無人時間帯に限って『警備セット』開始から解除までが対象となり、対象時間外には、警備会社の機械が機能しなくなることに留意することが重要である。
- 夜間、休日に限らず校舎の窓ガラス破損を検知するためには、窓ガラスにガラス破壊センサーを備えることが有効である。
- 夜間・休日の出入は届出を明確にし、利用時間と出入口及び使用施設を適確に管理できるようにすることが重要である。
- 機械警備には限界があり、必要に応じてガードマンの契約やボランティアの対応を計ることも有効である。

第6章 通報システムの導入

6-1 通報装置

- (1) 緊急事態発生時に、校内各教室・スペース、校長室、職員室、事務室相互間や、警察、消防への連絡等が迅速に行えるよう、普通教室、特別教室、体育館等の児童等が常時活動する場所に、インターホンや電話等の通報装置を設置することが重要である。
- (2) 緊急事態の発生を関係者に迅速かつ適確に伝達するため、防犯ベル・ブザーや非常押しボタン等を校内の適切な場所に設置したり、ペンダント型押しボタン等を教職員に配布することも有効である。

(1) 通報装置の重要性

- 緊急事態発生時に、校内及び関係機関に対して必要な情報が伝達され、児童生徒、教職員等が適切な対応をとれるよう、各学校において独自の危機管理マニュアルを作成するとともに、適切な通報システムを構築することが重要である。
- 万一の不審者の侵入に備え、通報装置の使用方法について防犯訓練等を通じ確認するとともに、設置した通報装置が正常に機能するか、定期的に点検し保守管理することも重要である。

(2) 通報装置の選定と設置

- 校内各教室・スペース、校長室、職員室、事務室等の管理諸室との間の相互の連絡、並びに学校と警察・消防等との間の相互の連絡がスムーズに行えるように、必要な場所に適切な通報装置を設置することが重要である。
- 侵入者に脅された状況下では、声による緊急事態通報が困難となる状態も想定される。そのため非常押しボタンは、児童生徒にも容易に操作できるものを選択し、教室の黒板の横等、児童生徒が手の届く高さに設置することが望ましい。
- 校内通報としては、校内放送装置に自動音声通報器を備え、緊急事態発生時に、非常押しボタン等と連動し、どこで事件が発生したかを音声で放送する方法も有効である。
- 受信機の設置場所については、管理・運用体制を十分踏まえて検討することが重要である。

■表 6-1-1 通報装置の機能比較

通報装置のタイプ		機能	メリット	デメリット
送信機	非常押しボタン	有線式で目立つボタンを押し通報。	保守の手間が不要。	移設時には配線工事が必要。
		無線式で既設の建物に取付けて通報。	配線の手間がなく簡便に取付け可能。	電池交換などの保守が必要。
	ペンダント型 キーホルダー型	無線式で携帯し通報。約100mまで送信可能。	持ち歩き、どこでも即座に対応可能。	電池交換などの保守が必要。
無線受信機		送信機から通報を受けアラームで知らせる。	通報の場所の特定が可能。	送信機が一定台数以上のときは受信機の増設が必要。
インターホン	親子式	教室と職員室間の通話。	選局の手間が不要。	教室間の通話が不可能。
	相互式	全教室と職員室間の通話。	教室番号を押して、どこへでも自由通話が可能。	教室番号の選局が必要。
	校内通報	校内放送と通報を併用。	ボタン一つで音声を拡声。	システムが大がかり。

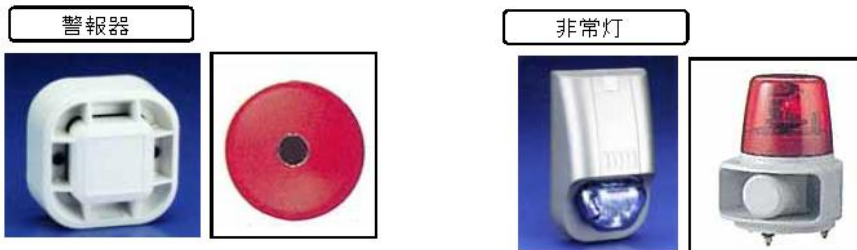
第 6 章



■ 図 6-1-1 通報装置の例

(3) 警報器と非常灯の選定と設置

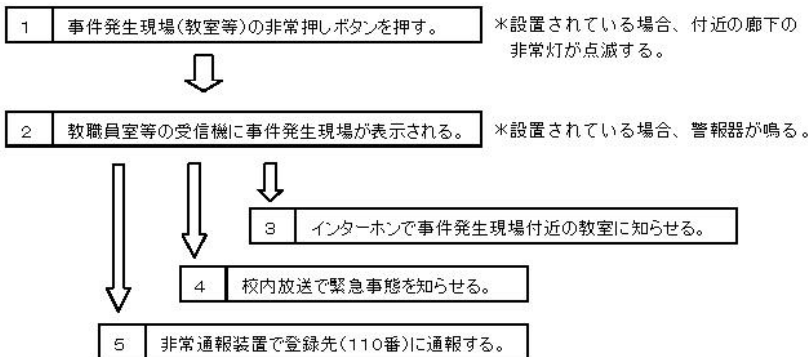
- 警報器は火災報知器と区別できるように、異なる音に設定することが望ましい。
- 非常灯は、警報音で犯人を刺激しないように光を点滅させる。教室や廊下付近において、事件発現場を周知させるために有効である。



<主な設置場所>
職員室、事務室、その他管理諸室

<主な設置場所>
各教室外の廊下、トイレ外の廊下

■ 図 6-1-2 警報器及び非常灯の例



■ 図 6-1-3 通報システムの流れの例

6-2 連絡システム

- (1) 校内の児童、教職員等に緊急事態の発生とその具体的内容、とるべき処置等を迅速に伝達するため、校内連絡システムを整備することが重要である。
- (2) 緊急事態発生時に、各学校から直接警察や消防等に通報できるホットラインを設けることも有効である。
- (3) 緊急事態発生時の学校内外の連絡、情報管理、報道対応等を適確に行うための対策本部を設置する場所を決め、通信機器等の設備や打ち合わせスペース等を確保しておくことも有効である。
- (4) 緊急事態発生時に、児童生徒等の避難誘導、安全確認等を迅速に行うことができるよう、各学校の危機管理マニュアル、児童生徒等の名簿や顔写真、緊急連絡先リスト、拡声器、通信機器等をまとめ、適切な場所を定め保管し、直ちに持ち出せるようにしておくことも有効である。

(1) 連絡システムの構築

- 通報装置の設置とともに、緊急事態発生時の連絡体制（状況の把握、校内連絡、近隣の学校・警察・消防等関連機関への連絡、保護者への連絡などにおける対応と役割分担）を整備しておくことが重要である。

(2) 関係機関への緊急通報

- 公衆回線電話による緊急通報を行う場合は、事態発生と同時に問合せが殺到するなど、話中で連絡ができないことを想定し、発信専用回線を設置することも有効である。
- 職員室等の非常押しボタンを押すと、発信専用回線で予め登録された 110 番等に自動通報されるホットラインを設けることも有効である。
- 地方自治体によっては火災報知機による一次対応も認められているが、本来は消防用のシステムであり、関係機関と十分に連携を図ることが重要である。

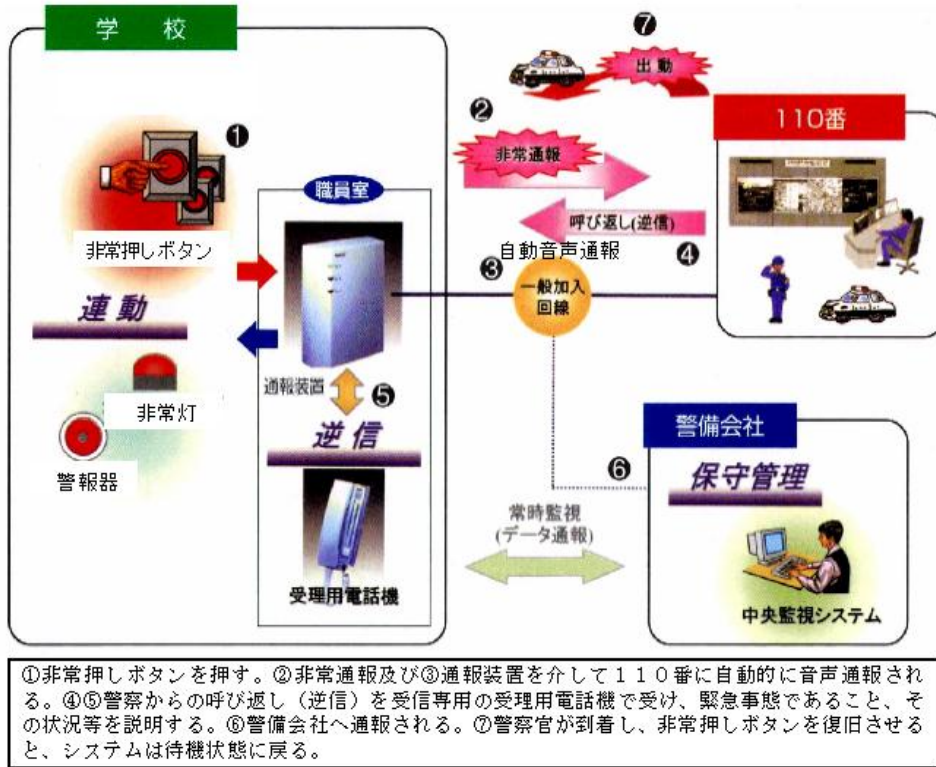
(3) 緊急事態対策本部

- 緊急事態発生時に設置される対策本部は、校内・外の連絡、情報の集約・発信、報道対応、打合せ等を行う拠点となる。通信機器、緊急連絡ボード（負傷児童の搬送先などを書き込む）などの設備が確保できる場所に対策本部が設置できるよう、予め準備しておくことが有効である。

(4) 保護者への情報伝達

- 緊急事態の発生やその後の処置状況等を、児童等の保護者に迅速に伝達することが重要である。そのため、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、携帯電話や電子メールの活用等も考慮に入れた緊急時の連絡先リストや情報伝達網を日頃から整備しておくことも有効である。
- 子どもの安全に関わる地域の情報を収集整理し、必要な情報を迅速に保護者等に発信することをあわせて検討することも有効である。

第 6 章



■ 図 6-2-1 学校外への通報の流れ



■ 写真 6-2-1 顔写真入りの生徒名簿
 ・日常の管理に留意し、避難時には危機管理マニュアルや携帯電話などの通信機器と一緒に持ち出す。
 (米国コロラド州ジュファーン郡)



■ 写真 6-2-2 緊急対応ボックス
 ・ハンドスピーカー、懐中電灯、危機管理マニュアル等、緊急事態発生時に必要となる物品をまとめて保管しておく箱(Crisis Response Box)が各校に配置されている。
 (米国カリフォルニア州サクラメント市)

第 7 章 学校と地域の連携に対応した防犯対策

7-1 学校施設の開放時の留意点

- (1) 学校施設を地域住民等に開放する際、非開放部分に部外者が入らないよう施設面での措置を講じることが重要である。
- (2) 必要に応じて、開放部分と非開放部分の境界に相互に見通しのきくパイプシャッターや扉を設置し、施錠できるようにすることも有効である。
- (3) 管理者を置かない場合の学校施設の開放に際しては、使用団体等への錠の授受方法や保管方法等について検討し、万一紛失等があった場合の対応方法を明確にしておくことが望ましい。

(1) 領域及び動線の明確化

- 地域住民等にとって利用しやすく、かつ運営上も管理しやすく不審者の早期発見につながるよう、開放部分の領域を明確化することが重要である。
- 児童生徒等の活動と地域住民の活動がそれぞれ円滑に行われるよう、利用時間帯等を考慮しつつ、双方の動線を適切に設定することが重要である。

(2) 合意の形成とルールの明確化

- 地域住民等の一人一人が、地域の中で児童生徒等の安全を守るという意識をもつことができるよう、関係者間において十分な連携を図り、防犯対策について共通の理解を得られるようにすることが重要である。その際、相互に無理のない運営を心がけることが重要である。
- 各利用団体が学校の危機管理体制を把握し、その内容が利用者に伝わるように、マニュアルの活用やガイダンスの実施等を行うことも有効である。
- カードやテンキーパッド等の利用を含め、出入管理に関する規程を予め定めておくことが重要である。

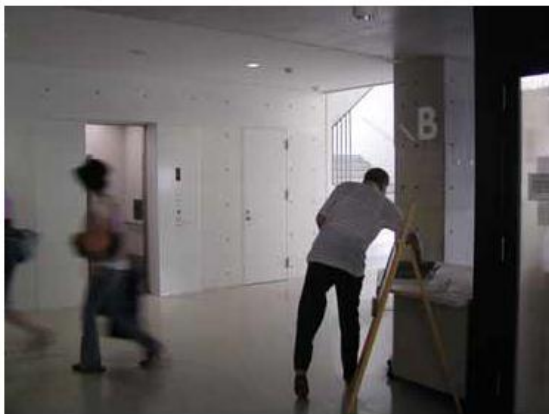
(3) 学校開放時の施設管理者等の役割

- 学校開放の管理者は、学校開放時における出入管理に留意するとともに、開放部分全体を把握することが重要である。
- 学校開放時においては、不特定の出入りが多くなるので、来訪する大人達も互いに声を掛合うことにより、安全を守る地域の人の目を築く事が重要である。特に、授業時間帯に学校開放を行う場合は、名札の着用等による区別、地域の人の目や人的配置による管理について一層の配慮が重要である。
- 放課後等の時間外に学校開放を実施する場合でも、第一に児童生徒等の安全確保について配慮することが重要である。

第 7 章



■ 写真 7-1-1 地域開放用の受付の例
・ 玄関を入れてわかりやすい位置に、地域開放事務局の受付を設置し、利用者は手続きを行ってから使用する。



■ 写真 7-1-2
利用者の出入りの把握の例
・ 施設開放利用者の出入りが見える位置に事務局（右側手前）を設置している。



■ 写真 7-1-3
地域開放部分と非開放部分との区画管理の例
・ 見通しのきくガラスドアで領域を区分けしており、施錠することも可能となっている。

7-2 複合施設の場合の留意点

- (1) 学校施設及び複合化する施設のそれぞれの専用部分、共用部分について、それらの領域を明確化するとともに、その防犯対策に関する責任の所在や役割分担について明確にしておくことが重要である。
- (2) 防犯監視システムや通報システム等の導入に際しては、効果的かつ効率的な防犯対策とするため、学校施設及び複合化する施設の双方を総合的かつ全体的に計画することが望ましい。

(1) 領域及び動線の明確化

- 地域住民等にとって利用しやすく、かつ運営上も管理しやすく不審者の早期発見につながるよう、学校及び複合化する施設のそれぞれの領域を明確化することが重要である。
- 児童生徒等の活動と地域住民の活動がそれぞれ円滑に行われるよう、利用時間帯等を考慮しつつ、双方の動線を適切に設定することが重要である。

(2) 総合的な計画と運用

- 来訪目的が多様であることから、運営面での工夫が一層求められることに留意して、安全対策を検討することが重要である。
- 学校施設と複合化する施設について個別に防犯対策を検討すると、重複や抜けが生じ、システムとして欠陥になる可能性があるため、全体で総合的に計画することが望ましい。
- 地域住民等の一人一人が、地域の中で児童生徒等の安全を守るという意識を持つことができるよう、関係者間において十分な連携を図り、防犯対策について共通の理解を得られるようにすることが重要である。その際、相互に無理のない運営を心がけることが重要である。
- 各利用団体が学校の危機管理体制を把握し、その内容が利用者に伝わるように、マニュアルの活用やガイダンスの実施等を行うことも有効である。
- カードやテンキーパッド等の利用を含め、出入管理に関する規程を予め定めておくことが重要である。

(3) 施設管理者等の役割

- 複合化する施設の利用者が不特定多数である場合、不審者侵入の防止については一層の配慮が必要であり、特に出入管理に留意することが重要である。
- それぞれの施設利用の時間帯が異なることから、敷地内全体の安全管理について十分に情報交換することが重要である。
- 放課後等の時間外においても、第一に児童生徒等の安全確保について配慮することが重要である。

第 7 章



■ 写真 7-2-1

複合施設の事務室受付

・公民館内部の様子。正面奥が公民館の事務室受付となっており、右手奥にグラウンドが見える。学校をよく見渡せる位置関係にある。



■ 写真 7-2-2

明確に動線を分離している例

・普通教室棟（左側）と生涯学習棟（右側）を分離するとともに、それらをつなぐ 2 階の人工地盤に総合案内所（中央）を設置している。

參考資料

「学校施設の防犯対策に関する調査研究委員会」委員名簿

(敬称略 五十音順)

(委員会)

- 荒木喜久子 (新宿区教育委員会教育指導課)
大島 寛 (文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課長)
〔平成15年11月20日～平成16年1月5日〕
粕谷 周史 ((社) 日本防犯設備協会出入管理機器委員会特別委員・(株) アート顧問)
工藤 和美 (シーラカンスK&H (株) 代表)
首藤 祐司 (警察庁生活安全局生活安全企画課都市防犯対策官)
〔平成15年11月20日～平成16年6月30日〕
舌津 一良 (文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長)
〔平成16年1月6日～平成16年9月30日〕
瀬渡 章子 (奈良女子大学生生活環境学部助教授)
○長澤 悟 (東洋大学工学部教授)
成田 幸夫 (東浦町立片葩小学校長)
姫野 和弘 (警察庁生活安全局生活安全企画課都市防犯対策官)
〔平成16年7月1日～平成16年9月30日〕
福田 卓司 ((株) 日本設計チーフアーキテクト)
松村 和子 (文京学院大学人間学部助教授・学校法人新生学園鶯谷さくら幼稚園副園長)
安井 義和 (大阪教育大学教育学部教授)
山本 俊哉 ((株) マヌ都市建築研究所取締役)

(○: 主査)

(12名)

(ワーキンググループ)

- 粕谷 周史 ((社) 日本防犯設備協会出入管理機器委員会特別委員・(株) アート顧問)
工藤 和美 (シーラカンスK&H (株) 代表)
瀬渡 章子 (奈良女子大学生生活環境学部助教授)
長澤 悟 (東洋大学工学部教授)
福田 卓司 ((株) 日本設計チーフアーキテクト)
山本 俊哉 ((株) マヌ都市建築研究所取締役)

(関係省庁)

- 文部科学省 大臣官房文教施設企画部施設企画課
高等教育局専門教育課
スポーツ・青少年局学校健康教育課
警察庁 生活安全局生活安全企画課

高雄市議會第 2 屆第 2 次定期大會市政總質詢議員質詢事項答復表 (104.11.25 高市府交停工字第 10439125100 號函復)				
質詢日期	議員姓名	質詢事項	主辦機關 (協辦機關)	辦理情形
104.11.11	許議員慧玉	請改善大社區中山路停車問題。	交通 局	一、查大社區中山路於和平路至翠屏路間設有 139 格小型車路邊停車位，另於和平路上鄰近中山路口處設有「國 10 高架道路下和平路段路邊停車場」可提供 56 格小型車路邊停車位，又於自強街上鄰近中山路口處設有「停一停車場」可提供 33 格小型車路外停車位。 二、另查中山路於和平路至大社路間以及周邊道路均非法定禁停區域可供民衆停車，並繪有路面邊線可規範停車秩序，考量繪設路邊停車格位將減少當地停車空間，經評估以維持現況為宜。 三、又查中山路周邊尚無市有可供利用之閒置空地，惟本路段位於大社都市計畫區內，據悉區內停 4 用地(大社國中北側)刻由本府地政局規劃推動以區段徵收方式取得，交通局將待取得

				<p>用地後再評估辦理關建事宜。</p> <p>四、有關民衆占用機車道違規停車遭取締事宜，考量事涉交通秩序及安全，本府警察局及交通局將加強宣導民衆遵守交通規則，以維地方交通順暢並保障用路人安全無虞。另交通局將持續觀察本地停車供需情形，除尋覓其有開闢路外停車場可行性之公有閒置空地，並以管理手段改善路邊停車空間及效率，以提供本地區良好停車環境。</p>
--	--	--	--	---

高雄市議會第 2 屆第 2 次定期大會市政總質詢議員質詢事項答復表 (104.11.25 高市環稽字第 10442074700 號函復)				
質詢日期	議員姓名	質詢事項	主辦機關 (協辦機關)	辦理情形
104.11.11	許議員慧玉	烏松區公所後方泥火山噴發，環保局是否對該區域有進行環境保護之監測？	環境保護局	一、有關烏松區興農巷附近的泥火山噴發情事，近 3 年環保署公害陳情系統民衆通報資料顯示，噴發時間約莫落於 7 月至 10 月期間，以泥漿噴發導致灰白色泥漿流入鳳山溪，造成河水呈灰白色，並造成河面混濁情形為主。 二、該址噴發情形經本府環境保護局請教南部大學院校學者，研判該區域為有機物質沉積，經發酵產生甲烷噴發。噴發期間現場散發硫磺刺鼻味，經偵測後有微量可燃氣體(甲烷)，濃度不高，且遠低於其爆炸下限 5%，因現場為開放空間，所以危險性也不高。

高雄市議會第 2 屆第 2 次定期大會市政總質詢議員質詢事項答復表 (104.11.26 高市府水市一字第 10437560500 號函復)				
質詢日期	議員姓名	質詢事項	主辦機關 (協辦機關)	辦理情形
104.11.11	周議員鍾滢	大右昌地區排水改善計畫工程，務必採多元分流措施，整體規劃一次發包分年分期分段施工興建。	水利局	本府水利局所辦理「楠梓區右昌元帥廟舊部落排水改善工程」，主要將右昌街、廣昌街、三山街等右昌地區主要排水系統作整體調查，以分流方式改善低窪處積水情形，有關地方民衆反對排水系統行經右昌一巷匯集至廣昌街乙節，本府水利局將依據規劃報告審慎評估，並將評估結果向民衆說明。

高雄市議會第 2 屆第 2 次定期大會市政總質詢議員質詢事項答復表 (104.12.1 高市府交運設字第 10439021500 號函復)				
質詢日期	議員姓名	質詢事項	主辦機關 (協辦機關)	辦理情形
104.11.11	周議員鍾滢	儘早規劃高雄市第一條BRT(公車捷運)路線工程。	交通 局	一、本府交通局 100 年 12 月完成「大高雄地區整體公車捷運系統路網可行性研究」計畫，該計畫依相關 BRT 規劃建議路網，以專用道路比例、服務人口數、政策執行難易度等條件，初步篩選本市 3 條較為可行公車捷運系統路線；次針對較為可行路線，綜合考量經濟效益、財務指標、相關建設期程配合等因素後，選定第一優先路線為左營建工線。 二、為推動本市公車捷運系統建置計畫，及考量鐵路地下化完工期程，爰先針對左營建工線之中華路 BRT 進行細部規劃作業，規劃路線由高鐵左營站→高雄車站。102 年 6 月 5 日獲交通部補助 200 萬元及本府自籌 30 萬元，先行辦理綜合規劃，並於 103 年 12 月底完成規劃作業。前開優先路線分為 A、B 兩線

				<p>，營運路線 A 由左營南站→台鐵高雄車站，全長約 5.7 公里，沿線共佈設 11 個車站；營運路線 B 由高鐵左營站→台鐵高雄車站，全長約 7.9 公里，沿線共佈設 12 個車站，兩營運路線共線段計 3.9 公里，8 個共用車站。</p> <p>三、為逐步培養公車運量，並於有限資源與環境限制下加強大高雄地區大眾運輸服務，本府交通局已於 103 年 4 月先行於中華路試辦「禮讓大眾運輸輔助標線」，期於短期內提升公車服務品質，提高民眾搭乘公車意願，本府交通局將以漸進式策略推動，並於適當時機再推動 BRT 計畫。</p>
--	--	--	--	---

高雄市議會第 2 屆第 2 次定期大會市政總質詢議員質詢事項答復表 (104.12.1 高市府交運設字第 10439078500 號函復)				
質詢日期	議員姓名	質詢事項	主辦機關 (協辦機關)	辦理情形
104.11.11	周議員鍾濞	及早規劃高雄大學院校校際快捷 LRT 或 BRT 路網工程。	交通 局	一、高雄學園係由高雄大學、高師大、高應大、第一科大、海洋科大、樹德科大與義大，共 7 所大學共同組成，為促進校際間及民衆往返各校間之交通便利，本府捷運局於「高雄都會區大眾捷運系統整體路網規劃作業」中已將燕巢線（高雄學園線）大眾捷運系統建設計畫納入規劃，第一階段由高雄大學站→樹德科大站，全長約 13.56 公里，沿線規劃設置 13 座車站，第二階段路線將再延伸至高應大、高師大；本府捷運局現正進行各路線之運量預測、經濟效益與財務分析等作業，預定於 104 年底完成期末報告，屆時將據以辦理優先路線之後續作業，逐步落實推動。 二、另本府交通局於高雄學園大眾捷運系統路線尚未正式營運前，為提升公共運輸系統運量已關

				<p>駛燕巢學園快線、小港燕巢城市快線、鳳山燕巢城市快線及 7、97、98 號公車，現階段以公車培養大眾運輸使用率俾利後續推動 BRT 計畫或 LRT 計畫之基礎。</p> <p>三、此外，培養公車運量部分，本府交通局已採取「加密班次」、「公車汰舊換新」、「建置公車智慧型站牌」、「闢建候車設施」等提高公車服務品質方式，作為吸引民衆搭乘公車之推動方案。</p>
--	--	--	--	--

高雄市議會第 2 屆第 2 次定期大會市政總質詢議員質詢事項答復表 (104.12.1 高市府衛疾管字第 10439565000 號函復)				
質詢日期	議員姓名	質詢事項	主辦機關 (協辦機關)	辦理情形
104.11.11	黃議員香菽	請研議改善登革熱疫情。	衛生局	<p>今(104)年面對疫病威脅與挑戰，為保障市民生命健康，本府防疫團隊特研訂「2015年高雄市深耕社區登革熱全方位防治計畫」及「高雄市登革熱病媒蚊密度分級調查防治計畫」，於疫情整備期提早加強展開全方位預防性工作，並持續整合本府各局處防疫資源，加強跨局處單位任務分工合作，結合社區民眾之動員能量，並針對疫情熱區進行緊急防堵作為，以避免病媒蚊孳生，降低登革熱流行風險，以維護市民之健康。隨著時序邁入流行高峰期，針對疫情熱區進行緊急疫情期防堵作為。臚列防治作為如下：</p> <p>一、防疫整備期</p> <p>(一)深耕社區-多元化衛教宣導：每里成立「里登革熱防治小組」，辦理夜間防治說明會，培訓「登革熱社區衛教種子師資」。</p> <p>(二)陽性水溝防治：首創實施「排水溝引入海水防制登革熱」及「</p>

屋後溝鋪設紗網試辦計畫」。

(三)全民防疫～登革熱資訊行動化：全國首創「登革熱即時通 APP」、「登革熱定位系統 APP」。

(四)社區診斷加強病媒蚊密度調查：全面宣導及加強稽查，貫徹執行公權力。

(五)緊急防治分級策略：區里接獲通報個案，隨即啓動警戒區防治工作，必要時啓動區域聯防機制。

(六)病媒蚊密度分級調查：三級複式監視分層負責，動員由下而上、監督由上而下，達到分層負責、分級動員。

二、緊急疫情期防治作為如下：

(一)市場及本土個案發生行政區插立警戒旗。

(二)環保、衛生單位同步執行室內外化學噴藥滅蚊工作。

(三)里社區動員環境大掃蕩。

(四)疫情發生區及高流行風險地區引海水防治溝渠。

(五)協請國軍化兵群支援登革熱室內化學噴藥滅蚊工作。

(六)強化跨局處溝通：組織跨局處首長平台 Line，以府的層級統籌指揮調度全市防疫資源，各行政區以組區指揮中心，及里登革熱小組，分層負責。

(七)公園、市場及高風險場域同步實施化學噴藥消毒工作。

三、本府民政局加強防治作為如下：

(一)由各區公所進行社區動員及舉辦里級宣導說明會，教育里民登革熱傳染途徑及防治作為，動員志工進行積水容器巡、倒、清、刷。

(二)藉由里鄰編組地域性劃分，由區公所將各鄰編組轄內好發陽性點分類彙整列管，製作簡易小卡片發送鄰長，由鄰長就卡片記載之地點，每週定期進行巡查、通報及列管，為登革熱防治共同努力。

(三)購置噴霧機分送各區

公所，若里長或社區里民於轄內環境整理有需求時，由里辦公處或社區志工向區公所借用。

(四)舉辦「病媒防治施藥人員訓練」課程，透過訓練教導里民防治知能，增加社區防疫能量。

(五)市府編列每里 10 萬元區里公共設施及環境改善費，該支用要點包括登革熱防治工作之執行，以利各區進行防治工作；另彙整高雄市各區預估髒亂屋後溝清疏經費並向中央提報申請經費，經衛生福利部疾病管制署奉行政院同意動支 104 年中央政府總預算第二預備金執行「易孳生病媒蚊屋後溝清疏計畫」13 區 494 里，共計 28,139,000 元，由高風險區鹽埕等 13 區運用該筆經費進行屋後溝清疏防治工作。

四、本府環保局加強防治作為下：

(一)水溝清疏、化學防治及投藥(含強效噴藥)

，以全面抑制水溝孳生病媒蚊。

(二)督導所轄人員依本權責戮力清除登革熱個案周邊範圍各式孳生源及髒亂點，並執行熱煙及殘效之環境噴藥工作。

(三)經衛生局(所)評估有必要時，本府環保局配合儘速實施成蟲化學防治，實施範圍以單一或群眾個案感染點為中心，半徑 50 公尺內執行室內外同步噴藥，惟噴藥範圍內如空曠或人口居住稠密等特殊環境，由各區級防疫指揮中心是現地情況綜合研判後，環保局配合其劃定噴藥範圍執行噴藥作業。

(四)加強轄區孳生源及髒亂點開立勸導單並積極取締告發。

五、本府水利局加強作為：

(一)擬訂計畫針對本市已列為陽性水溝及登革熱疫區熱區屋前側溝進行普查，其中 6 公尺以上都市計畫道路，由水利局針對已列為陽性水溝及登革

熱疫情熱區之屋前側溝進行清查，確定溝渠內存水是否流動、溝渠內是否有溝泥（並紀錄溝泥深度）、溝內流動之存水深度。另外針對用戶接管區之屋後溝，持續清查是否有積水情形，對於既有屋後溝及在建屋後溝進行安裝細紗網方式進行登革熱防治。6 公尺以下都市計畫道路：則由區公所檢視是否有淤積及積水，並請區公所依據檢視結果，擬定後續改善計畫。

(二)對「已完成污水用戶接管」協助屋後溝巡（檢）如巡檢過程清查發現積水處，便立即投藥（鹽）；雨污混接處則會同當地里長開立通知單請住戶改善，或由本府水利局對漏接處安排會勘發包修繕，如有後巷堆置雜物亦將通知相關單位處理，並對積淤較嚴重處屋後溝，派工剷除淤泥或以高壓沖洗車清洗。

目前正值疫情流行高

				<p>峰期，本市個案數持續增加，為因應疫情，奉陳副市長指示成立登革熱工作小組，每週三下午召開小組會議，商議檢討防疫策略及防治作為，以應即時所需。另持續協請國軍支援本市室內外噴藥滅蚊工作，並向中央申請挹注登革熱防治經費 7,268 萬元（含民政局屋後溝疏通經費），以銜續加強緊急防疫工作，遏止疫情擴散蔓延。</p>
--	--	--	--	--

高雄市議會第 2 屆第 2 次定期大會市政總質詢議員質詢事項答復表 (104.12.28 高市府水市二字第 10438452700 號函復)				
質詢日期	議員姓名	質詢事項	主辦機關 (協辦機關)	辦理情形
104.11.11	許議員慧玉	前一陣子埤埔跟烏松交界處有泥火山噴發，周遭的排水設施是否有清淤？	水利局	經現場勘查，泥火山噴發之泥漿流經農田水利會轄管之水利溝，有關本局維管之道路側溝，目前水流尚屬流暢，日後若有淤積情形，將即刻派工清淤。

高雄市議會第 2 屆第 2 次定期大會市政總質詢議員質詢事項答復表 (104.11.18 高市府衛長字第 10439166500 號函復)				
質詢日期	議員姓名	質詢事項	主辦機關 (協辦機關)	辦理情形
104.11.12	黃議員淑美	請說明中央補助本市十年長期照顧計畫工作項目及金額。	衛生局	中央補助本市十年長期照顧計畫工作項目及金額： 一、104 年長期照顧十年計畫，長期照護服務工作項目及經費，分別為喘息服務 18,602,000 元、居家護理 1,966,000 元、及居家復健 2,791,000 元，總計 23,359,000 元，其中衛生福利部補助 10,459,000 元 (44.8%)，本市編列 12,900,000 元 (55.2%)。 二、105 年長期照顧十年計畫，長期照顧服務工作項目及經費：分別為喘息服務 18,084,300 元、居家護理 3,111,900 元及居家復健 3,945,000 元，總計 25,141,200 元，其中衛生福利部補助 11,881,000 元 (47.3%)，本市編列 13,260,200 元 (52.7%) 三、105 年與 104 年經費比較，增加 1,782,200 元整。(如下表)

104 年與 105 年高雄市長期照顧計畫經費表

	104 年				105 年			
	衛生福利 部補助 85%	市府預 算(配合 款 15%)	市府預算 (自籌款)	經費使 用總計	衛生福利 部補助 85%	市府預 算(配合 款 15%)	市府預 算(自籌 款)	經費使 用總計
喘息 服務	9,379,000	1,655,000	7,567,589	18,602,000	8,846,000	1,561,100	7,677,200	18,084,300
居家 護理	396,000	69,883	1,500,117	1,966,000	1,370,000	241,900	1,500,000	3,111,900
居家 復健	684,000	120,706	1,986,294	2,791,000	1,665,000	294,000	1,986,000	3,945,000
合計	10,459,000	1,846,000	11,054,000	23,359,000	11,881,000	2,097,000	11,163,200	25,141,200
總計	23,359,000				25,141,200			

高雄市議會第 2 屆第 2 次定期大會市政總質詢議員質詢事項答復表 (104.11.20 高市府教健字第 10437724400 號函復)				
質詢日期	議員姓名	質詢事項	主辦機關 (協辦機關)	辦理情形
104.11.12	陳議員政聞	學童營養午餐監控有哪些策略？學校食材生產履歷是否有追蹤？	教育局	有關議員建議本市學校營養午餐乙案，本府教育局辦理情形說明如下： 一、把關校園食品安全乙節： (一)學校午餐採用安全食材及衛生驗收機制： 1.第一線：由各校依本府教育局「高雄市午餐工作手冊」中食材驗收標準規定進行驗收，並核對廠商提出之出貨單、檢驗合格證明或 CAS 標章，另要求廠商每學期至少抽驗 2 次以上，送行政院衛生署認可公告之食品衛生檢驗機構檢驗。 2.第二線：配合市府「食品安全專案小組」聯合稽查，辦理系統性跨局處查核，本府教育局協同衛生局及消保官等單位聯合抽驗午餐食材，據以即時裁罰供應商，達到

供應商自主管理之效。

3. 第三線：本府教育局針對學校午餐訂有定期性學校午餐業務訪視，藉由實際訪視瞭解學校午餐供應有關品質管理、環境衛生、人員衛生、營養教育及衛生自主管理落實暨午餐帳務管理執行情形。

(二)本市學校午餐食材登陸平台落實食品安全管理

本府教育局於 103 年 9 月 1 日推動本市學校午餐食材登陸上線，建立學校午餐供應食材資料庫，透過雲端系統追溯午餐食材來源，落實本市學校食品安全管理措施，為校園食品安全把關。

二、追蹤校園食材生產履歷乙節

本府教育局發揮本市學校自然環境之優勢，結合農務局資源，依據本市農業局建立之食品「產銷履歷」機制，提供各校午餐在地食材採購

				<p>選擇，選購在地優良商家或具食品生產履歷之食材，讓學童吃在地、無毒具產銷履歷的真實食物，辦理食品生產履歷研習活動與教案推廣，含標章的辨識及產品生產過程的介紹，促進在地農業永續發展。</p>
--	--	--	--	--

高雄市議會第 2 屆第 2 次定期大會市政總質詢議員質詢事項答復表 (104.11.25 高市府環廢管字第 10442065300 號函復)				
質詢日期	議員姓名	質詢事項	主辦機關 (協辦機關)	辦理情形
104.11.12	陳議員政聞	目前北高雄螺絲產業其污水防治設備所產出之污泥，以目前高雄污泥之處理量及再利用率仍有不足情形，是否可以增加合法廠商之處理量或增加許可家數方式，以減少不肖廠商哄抬處理費之情事。	環境保護局	一、查本市目前可處理無機性汙泥 (D-0902) 之處理機構/再利用機構計有 12 家，處理方式及處理量能臚列如下，請卓參。 二、處理廠所核定之處理量並非毫無根據，其係依照業者所具有之設備及其能力，經專家學者審查通過後始核定，故處理量之增加仍需視處理機構投資增加之設備而定；並由業者依「公民營廢棄物清除處理機構許可管理辦法」向地方主管機關 (環保局) 提出申請，或向目的事業主管機關 (如經濟部) 提出再利用或共同清除處理機構許可變更申請。 三、另環保署考量處理機構怕超過處理許可量遭處分，而不敢全量運轉，目前亦以著手修訂「公民營廢棄物清除處理機構許可管理辦法」規定，藉時將增加處理數量

					有 10%容許誤差（暫定）之規定，如此處理機構即可全量運轉。
--	--	--	--	--	--------------------------------

機構名稱	級別	有效期限	許可總量 (公噸/月)	處理方式							
				焚化	掩埋	物理	熱處理 (焚化除外)	化學	固化	再利用	
綠大實業股份有限公司	甲	2019/4/13	1800	✓				✓			
大倉實業股份有限公司	乙	2016/6/25	30000		✓						
益綠環保科技股份有限公司	乙	2019/3/31	3496			✓					
富元環保開發有限公司	乙	2018/12/9	2080			✓					
弘偉環保工程股份有限公司	乙	2017/4/30	2700				✓				
中聯資源股份有限公司	甲	2018/12/30	2970						✓		
洪義成磚瓦廠有限公司	-	2016/1/8	6020								✓
廣興窯業股份有限公司	-	2016/4/10	5956								✓
興陽製磚股份有限公司	-	2016/4/9	4276								✓
瑞鴻泰窯業股份有限公司	-	2016/7/31	2950.5								✓
豐興磚廠股份有限公司	-	2016/2/24	6706								✓
黃隆昌製磚股份有限公司	-	2016/2/18	4804.8								✓
合計			73759.3								

高雄市議會第 2 屆第 2 次定期大會市政總質詢議員質詢事項答復表 (104.12.8 高市府研資字第 10470331100 號函復)				
質詢日期	議員姓名	質詢事項	主辦機關 (協辦機關)	辦理情形
104.11.12	陳議員政聞	建議成立高雄智慧辦公室，結合防災、安控、交通、醫療、環保等面向的智慧系統，建構高雄成爲智慧城市。	資訊中心	一、爲提升我國資訊國力，並帶動資訊服務業之發展，行政院於民國 90 年成立「國家資訊通信發展推動 (NICI) 小組」以建構智慧臺灣。NICI 小組已推動「e-Taiwan」(電子化臺灣)、「M-Taiwan」(行動化臺灣)、「u-Taiwan」(優化臺灣)、「Intelligent Taiwan」(智慧臺灣) 四期，每期四年計畫。 二、本府資訊業務推動爲因應全國整體性之便利、安全及效率，以縱向思維爲主，依行政院各階段資訊發展方案來執行。本府在許副市長(兼 NICI 小組委員)督導下秉持「多元溝通」、「網實合一」、「全民協作」的原則，由「基礎環境」、「透明治理」、「智慧生活」、「網路經濟」、「智慧國土」等五大構面，積極推動資訊相關方案。 三、截至本(104)年 10 月

本市已完成 82 項智慧系統；分別為：智慧永續環境 5 項、智慧交通運輸與通訊 5 項、智慧觀光 4 項、智慧政府治理 21 項、智慧幸福生活 16 項、智慧醫療 9 項、智慧教育 14 項、智慧產業 8 項。以提供各機關及市民「安全、安心、便利」的優質資訊服務為主要目標，持續推動資訊各項建設與應用服務。

四、另外本市亦配合中央 4G 補助計畫，攜手業者（中華電信、台灣大哥大）在文創觀光、商圈、交控、運輸監控上提供 4G 創新應用服務，帶給市民智慧城市新體驗；以及透過行動科技的提升，推動產業升級轉型，帶動城市再造，讓高雄整體產業一同受惠。

五、巨量資訊應用以提高決策效率為世界資訊發展未來趨勢，故資訊推動將以橫向思維，結合本府各機關資訊系統，以達更深更廣的效益為本府近年來積極辦理要項。目前本府資訊中心整合的系統及平台有「線

				<p>上即時服務系統」、「高雄市政府通報傳遞服務系統」、「高雄市政府機關資訊共享平台系統」、「資料開放平台 (opendata)」、「市政資訊決策分析系統」、「高雄市政府跨機關便民服務線上申辦平台」、「市議員質詢及建決議案管理系統」、「機關網站寄存平台」及「機關網站共用模板系統」等 9 個。</p> <p>六、資訊科技日新月異，本府推動資訊發展永無止境。賡續由許副市長召集，邀集各機關討論如何統整建構各項智慧系統，結合智慧永續環境、智慧交通運輸及通訊、智慧觀光、智慧政府治理、智慧幸福生活、智慧醫療、智慧教育、智慧產業等面向的智慧系統，建構高雄成為智慧城市。</p>
--	--	--	--	--

高雄市議會第 2 屆第 2 次定期大會市政總質詢議員質詢事項答復表 (104.12.9 高市府水市一字第 10438098000 號函復)				
質詢日期	議員姓名	質詢事項	主辦機關 (協辦機關)	辦理情形
104.11.12	李議員柏毅	援中港海軍二代艦圍籬造成淹水，目前水利局在這邊有做德中排水截彎取直的工程，希望能為這區排水問題舒緩。(市區排水一科)	水利局	為改善去(103)年8月豪雨德中路與藍田路等一帶積水問題，高雄市政府水利局協調軍方、養工處及地政局於德中路黑橋排水出口處辦理四孔箱涵截彎取直工程，工程完工後通水斷面加大，可使匯集的水流加速排放而予以改善，且出流處設置透空圍籬及低矮欄杆可營造親水視野，同時將鄰近綠帶木棧道地坪改為植草磚，提升景觀舒適性增進休憩使用，總工程經費約 274 萬元，經歷 4 個半月的施工，本工程已於 10 月底完成，對於 105 年汛期已做好準備。

高雄市議會第 2 屆第 2 次定期大會市政總質詢議員質詢事項答復表 (104.12.21 高市府地發字第 10471622900 號函復)				
質詢日期	議員姓名	質詢事項	主辦機關 (協辦機關)	辦理情形
104.11.12	李議員柏毅	儘速完成本市第 46 期左營區新庄段七小段自辦市地重劃區。	地政局	本自辦市地重劃區辦理進度遲緩部分，本府地政局將函請該自辦重劃區重劃會加速辦理，另有關區內部分土地所有權人與重劃會間之爭議，本府地政局將另邀集重劃會與異議人溝通協調，以利完成重劃作業。

高雄市議會第 2 屆第 2 次定期大會市政總質詢議員質詢事項答復表 (104.12.25 高市府水維字第 10438378900 號函復)				
質詢日期	議員姓名	質詢事項	主辦機關 (協辦機關)	辦理情形
104.11.12	陳議員政聞	防災預警系統之建置，財訊雜誌 8 月發布對全台 22 縣市大調查僅台北、新北、桃園、台中有設置水情、地震、土石流的災情預警及警報系統，其他縣市政府都是仰賴中央消防署設置的系統，水利局目前建置程度如何？ (防洪維護科)	水利局	本市已建置水情中心應變資訊系統及高雄水情 e 點靈 app，提供水災及土石流防災預警系統內容包含雨量、水位、土石流等預警訊息，提供各機關單位及民衆即時警界資訊。 為提供完整水情與土石流預警及警報系統，本府水利局辦理情形如下： 一、建置水情中心應變資訊系統： 本府水利局已於 101 年完成建置水情中心應變資訊系統，提供相關局處及各區公所應變人員有關大高雄地區即時雨量、水位、監視攝影機、抽水站、截流站、水庫等資訊，警戒訊息並可即時以簡訊通知相關人員，如區域淹水雨量預警、河川水位預警、土石流雨量預警等訊息，後續亦將配合經濟部水利署「易淹水地區洪水與淹水預警系統建置計畫」，建置完整區域排水水位監測網路，逐步

完成全市預警系統建置，讓本市應變輪值人員能有效即時監測水情災情，相關即時數據將可提供有效的防災應變決策支援，及時進行人員疏散及降低財產損失。

二、構建智慧型手機水情應用軟體「高雄水情 e 點靈」：

市政府持續創新作為並有效普及民衆取得水情資訊，本府水利局遂開發行動水情 app 系統—高雄水情 e 點靈並於 103 年完成建置，提供 ios 及 Android 兩種版本讓民衆下載使用。陳菊市長表示，除了提供市府轄管區域排水水位外，還整合了經濟部水利署河川水位、水庫洩洪；中央氣象局雨量、氣象；農委會水保局土石流潛勢溪流警戒等即時警戒資訊，民衆只需下載安裝 app，在家或工作地點使用智慧型手機或平板電腦透過網路即可獲得即時氣象、水情或警戒資訊，對於民衆接收高雄市即時雨量、水位警戒、淹水警戒、土石流警戒等重要防

				<p>災資訊更加便利。此外高雄市易淹水地區路口監視器及地下道影像，提供用路人於颱風豪雨期間能先行瞭解該路段是否有積淹水狀況，以提早採取因應措施，進一步保障用路人生命財產安全；另一方面，結合了本市 38 個行政區 651 個里的里民防災卡資訊，提供市民朋友隨時瞭解所在工作地點或居家住所附近防救災避難地點，對於災害來臨時能有所依循。</p>
--	--	--	--	---

高雄市議會第 2 屆第 2 次定期大會市政總質詢議員質詢事項答復表 (104.11.18 高市府衛健字第 10439151800 號函復)				
質詢日期	議員姓名	質詢事項	主辦機關 (協辦機關)	辦理情形
104.11.13	林議員芳如	請說明民衆如何防護免於受空氣中的霾害，以維護身體健康。	衛生局	<p>為照護市民健康，衛生福利部國民健康署已與行政院環境保護署、經濟部工業局及教育部共同研擬「空氣污染防治宣導與衛教實施計畫」。本府衛生局依據該計畫推動空氣污染防治策略，包含：</p> <ol style="list-style-type: none"> 一、利用衛生福利部製作之衛教資訊，加強市民對「空氣污染」與「懸浮微粒污染」之認知與危機意識。透過醫療院所張貼宣導海報、提供衛教宣導資訊與專業醫療人員，適時對民衆衛教，並將相關資訊放置於本府衛生局全球資訊網供民衆參閱。 二、加強市民對空氣污染指標之瞭解，並宣導其注意預報資訊。 三、配合本府教育局，加強對學童之健康照護，透過衛生教育資訊，訓練學童自我及環境保護知識。 四、向市民宣導之相關衛教資訊摘要如下：

- (一)對空氣污染「微粒 (PM)」之認識，如懸浮微粒 PM2.5 及 PM10。
- (二)懸浮微粒之來源及對人體之危害。
- (三)空氣品質資訊查詢管道及指標認知。
- (四)自我防護方法：
 - 1.注意行政院環保署的細懸浮微粒的濃度報導。
 - 2.減少在戶外活動的時間和次數。
 - 3.由室外進入室內時，可以加強個人衛生防護，例如洗手、用紙巾或毛巾擦臉、用衛生紙清潔鼻腔。
 - 4.關閉居家、教室或辦公室的門窗。
 - 5.減少需要大量喘氣跟呼吸的情況。
 - 6.減少污染源的產生，如：以水煮、清蒸等少油煙的方式烹飪，降低懸浮微粒的產生、綠化家中環境、節約用電，減少火力發電產生的懸浮微粒、多搭乘大眾交通工具或騎腳踏車

				<p>，減少廢氣排放和消耗能源等。</p> <p>7.生活作息規律，早睡早起，多喝水、多運動，保持身體是健康的。</p> <p>8.不吸菸，或者勸家人戒菸，減少二手菸害。</p> <p>9.不偏食，均衡營養；多吃蔬果，補充維生素和礦物質，讓自己具有對抗疾病的免疫力。</p>
--	--	--	--	---

高雄市議會第 2 屆第 2 次定期大會市政總質詢議員質詢事項答復表 (104.11.19 高市府觀工字第 10431841400 號函復)				
質詢日期	議員姓名	質詢事項	主辦機關 (協辦機關)	辦理情形
104.11.13	林議員芳如	爭取澄清湖大門廣場增闢小型兒童復健公園。	觀光局	一、本府觀光局於去年(103)爭取中央經費再加上市府預算，投入 1 千 3 百多萬進行澄清湖廣場第一期工程，已將水景廣場及人行道景觀設施改善完成。為再充實廣場的公共藝術及聲光水舞，於今年再投入 600 萬經費進行第二期工程，導入鄰近鳥松濕地的環境生態概念，再加入主題綠雕及聲光水舞的妝點，將當地環境生態與公共藝術做一個完美的結合。 二、澄清湖入口藝術廣場以流暢華麗的交響樂搭配水舞點綴廣場空間，每天固定 8 場的水舞表演，其中綠頭鴨戀人綠雕及六隻鴨寶貝藝術座椅，吸引許多民衆聚集拍照，已成為高雄市親子同遊、老少咸宜的最佳遊樂場所。 三、未來將與專家學者研議在不影響整體景觀的前提下，於澄清湖入口水

				景廣場評估增設親子遊憩設施。
--	--	--	--	----------------

高雄市議會第 2 屆第 2 次定期大會市政總質詢議員質詢事項答復表 (104.11.19 高市府衛疾管字第 10439148000 號函復)				
質詢日期	議員姓名	質詢事項	主辦機關 (協辦機關)	辦理情形
104.11.13	蔡議員金晏	目前登革熱疫情仍處於嚴峻階段，請強化精進防治作為，儘速有效控制疫情，維護市民健康。	衛生局	一、本府於今(104)年特別研訂「2015年高雄市深耕社區登革熱全方位防治計畫」，於年初疫情整備期即提早展開全方位預防性工作，目前仍持續積極進行多元化衛教宣導、孳生源清除及稽查等防治作為，重點工作如下： <ul style="list-style-type: none"> (一)深耕社區—多元化衛教宣傳：每里成立「里登革熱防治小組」，辦理夜間防治說明會，截至目前辦理 1,070 場/次、84,301 位里民參與；為使登革熱防治資訊更深入各族群及各行業，培訓「登革熱社區衛教種子師資」計 807 名種子師資。 (二)針對外籍配偶、外籍勞工、導遊等高風險族群辦理「有症狀、速就醫以及回國健康自主管理」之衛教累計辦理 17 場/次，以阻絕境外感染。

- (三)印製各種淺顯易懂衛教單張透過民政系統、衛生所或學校機關分送不同族群的民衆，增進民衆自我防蚊、環境管理的知能及自發性。
- (四)宣導「疑似登革熱症狀，主動通報 1999，保安康」民衆主動通報機制，經確診可獲通報獎金 2,500 元。
- (五)於登革熱流行期間（5/20、10/17）辦理醫事人員登革熱防治教育訓練，以提升醫事人員通報警覺度及臨床照護能力。
- (六)全民防疫～登革熱資訊行動化：全國首創「登革熱即時通 APP」、「登革熱定位系統 APP」，提供市民朋友及本府跨局處防疫團隊便利取得防疫資訊，即時、快速介入防治工作。
- (七)陽性水溝防治之排水溝渠引入海水防制登革熱計畫：104 年 1 月截至目前，執行疫情發生區域及高流行風險地區引海水防治溝渠計 11 行政區 366

里次、總執行長度 82,201 公尺。目前環保局賡續執行疫情發生區里海水引入溝渠防治陽性水溝。

(八)社區診斷加強孳生源清查：加強高風險場域、七大列管點及髒亂點巡檢、全面宣導「積水孳生病媒蚊、必接罰單無疑問」，經查病媒蚊密度布氏指數三級以上區里動員執行「積水容器大清除」；四級以上或本土病例發生動員「環境大掃蕩」，以落實貫徹執行公權力，促使市民重視環境自我管理。

二、登革熱防治首重孳生源清除，社區病媒蚊布氏指數維持於 2 級以下，方可有效降低疫情爆發大流行的可能性，於 6 月起進行「高雄市登革熱病媒蚊密度分級調查防治計畫」，乃透過社區動員機制及採取分級監視系統，達到各里「戶外零積水容器」及「各型行政區 75%里別布氏指數小於三級」等目標，期能讓社區里鄰民衆

				<p>自動自發加入孳生源檢查及清除等登革熱防治工作。</p> <p>三、因應本市病例數持續增加，針對病例集中區防疫團隊機如火如荼進行疫情熱區分級之緊急防堵作為，以期能及時壓制疫情擴散：</p> <p>(一) A 級病例集中區 (2-5 例)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 區塊式室內外同步熱煙空間噴藥。2. 疫情發生里別，動員里鄰志工全面巡檢社區環境，針對水溝灑鹽或噴藥。 <p>(二) B 級病例集中區 (6 例以上)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 區塊式室內外同步熱煙空間噴藥。2. 周邊 6-8 里地毯式孳生源清除併戶外水溝殘效噴藥。
--	--	--	--	--

高雄市議會第 2 屆第 2 次定期大會市政總質詢議員質詢事項答復表 (104.11.19 高市府衛藥字第 10439199400 號函復)				
質詢日期	議員姓名	質詢事項	主辦機關 (協辦機關)	辦理情形
104.11.13	林議員芳如	請說明醫療使用氧氣與一般市售氧氣有何區別？氧氣製造機是否需經衛生單位核准？長期照護需求民衆可否自行購買氧氣製造機使用。	衛生局	一、經查氧氣機列屬醫療器材管理，依據藥事法第 40 條：「製造、輸入醫療器材，應向中央衛生主管機關申請查驗登記並繳納費用，經核准發給醫療器材許可證後，使得製造或輸入。 二、販售醫療器材依據藥事法第 27 條：「凡申請為藥商者，應申請直轄市或縣（市）衛生主管機關核准登記，繳納執照費，領得許可執照後，方准營業；其登記事項如有變更時，應辦理變更登記。 三、倘產品領有醫療器材許可證且申領藥商販賣業許可執照，民衆可自行逕向該藥商購買。

高雄市議會第 2 屆第 2 次定期大會市政總質詢議員質詢事項答復表 (104.11.19 高市府衛疾管字第 10439205300 號函復)				
質詢日期	議員姓名	質詢事項	主辦機關 (協辦機關)	辦理情形
104.11.13	林議員芳如	請說明腸病毒流行期為何？民衆如何維護，以維護身體健康。	衛生局	一、腸病毒的流行期： 腸病毒是一群病毒的總稱，包括 23 型 A 群克沙奇病毒、6 型 B 群克沙奇病毒、3 型小兒麻痺病毒、30 型伊科病毒及最後發現的 68 至 71 型腸病毒等六十幾型，此種病毒世界各地都有，通常在夏季、初秋流行，台灣地區因位在亞熱帶，所以全年都可能有感染之發生，依疾病管制署監視系統歷年疫情資料顯示，國內腸病毒疫情每年約在 3 月下旬開始上升，於 5 月底至 6 月中達到高峰後，即緩慢降低，而後於 9 月份開學後再度出現一波流行。 二、民衆如何防護，以維護身體健康： 大多數腸病毒感染者，症狀都很輕微，甚至沒有症狀，惟幼童為腸病毒感染併發重症的高危險群，尤其是 5 歲以下的嬰幼兒。

				<p>腸病毒感染症目前並沒有特效藥，採取支持療法，如退燒、止咳、症狀治療等方式，絕大多數患者會在發病後 7~10 天內自行痊癒，目前腸病毒中，除了小兒麻痺病毒以外，沒有疫苗可以預防，為維護自身健康，民衆防護方式如下：</p> <p>(一)正確勤洗手保持良好個人衛生習慣。</p> <p>(二)流行期間儘量避免出入公共場所，不要跟疑似病患（家人或同學）接觸。</p> <p>(三)注意環境衛生及通風，使用漂白水進行環境消毒。</p> <p>(四)罹病之學童，宜請假暫勿上課，接受治療並好好休息，同時也可避免傳染其他學童。</p> <p>(五)增強個人之免疫力，請注意營養、均衡飲食及運動。</p>
--	--	--	--	---

高雄市議會第 2 屆第 2 次定期大會市政總質詢議員質詢事項答復表 (104.11.23 高市府教秘字第 10437819400 號函復)				
質詢日期	議員姓名	質詢事項	主辦機關 (協辦機關)	辦理情形
104.11.13	邱議員俊憲	學校預定地多處未開闢，惟市府卻缺乏土地提供公共設施使用，建請更彈性運用，以符合公共利益。	教育局	一、為避免土地閒置，本府教育局已全面進行檢討，並配合本市都市計畫通盤檢討時程，解編無設校需求之學校預定地，以利閒置土地變更為其他用途、增加土地效益及民衆利益。 二、教育局經管已取得未開闢及開闢中之學校預定地計 58 處： (一) 3 處設校中。 (二) 3 處出租於民間單位。 (三) 6 處由民間單位認養。 (四) 17 處則以不妨礙日後設校計畫之前提，配合本府政策做公務使用，增加民衆使用土地之機會。 (五) 其餘 29 處目前做為綠地、公園或簡易球場提供予公衆使用，增加土地利用價值，符合公共利益。 三、17 處已出借學校預定地予其他機構供公務使用之案例如下： (一) 工務局養工處 11 處： 中都濕地公園、左

				<p>營都市森林浴場、樹木銀行等。</p> <p>(二)原民會 1 處：原住民公園。</p> <p>(三)水利處 2 處：滯洪池。</p> <p>(四)環保局 2 處：清潔隊停車場。</p> <p>(五)交通局 1 處：停車場。</p> <p>四、教育局亦持續辦理民間認養學校預定地，並配合市府政策出借學校預定地做公務使用，期能透過民間力量與配合機關需求，活用學校預定地。</p>
--	--	--	--	--

高雄市議會第 2 屆第 2 次定期大會市政總質詢議員質詢事項答復表 (104.11.25 高市府教健字第 10437819300 號函復)				
質詢日期	議員姓名	質詢事項	主辦機關 (協辦機關)	辦理情形
104.11.13	沈議員英章	全國運動會成績優異，建議市府以安排選手就業代表獎牌、獎金，將優秀選手留在高雄。	教育局	<p>一、本市為培育優秀運動人才，依據「各級學校專任運動教練聘任管理辦法」，已甄選 35 名專任運動教練，併同教育部體育署分派本市各校運動教練 21 名、教育局約僱運動教練 41 名，計有 97 名運動教練共同投入本市基層體育訓練工作。</p> <p>二、茲因本市財政拮据、財政籌措困難及員額總量管控原則，增置專任運動教練員額困難度逐年提高。為因應學校體育師資需求，讓本市優秀體育人才留根故鄉，訓練、參賽及培育優秀新生選手，使本市成為台灣體育人才培育重鎮，教育局業已提送專案運動教練進用案至市府所屬各級機關（構）學校組織員額評審小組審議，俟市府員額評審小組審議通過後，再行辦理招聘事宜。</p>

高雄市議會第 2 屆第 2 次定期大會市政總質詢議員質詢事項答復表 (104.11.25 高市府交運規字第 10439040300 號函復)				
質詢日期	議員姓名	質詢事項	主辦機關 (協辦機關)	辦理情形
104.11.13	林議員芳如	九曲堂火車站由二級車站變更爲三級車站，每日班次減少爲 41 班，嚴重影響當地上班民衆上學學生通勤權利，請交通局與台鐵開會時，持續爭取恢復或增加班次，並爭取退役復興號車廂設置於當地公園，以保有當地風範。	交通 局	一、增加九曲堂車站停靠班次： 九曲堂車站爲佛光山、義大世界等台 29 縣沿線觀光景點之主要轉乘車站，爲聯絡車站與前揭景點，本府交通局積極規劃並闢駛大樹祈福公車路線（九曲堂車站—佛光山）及免費提供計程車彈性運輸服務路線（九曲堂車站—義大世界），均獲民衆反映良好，未來持續帶動九曲堂車站乘車需求。 惟於 10 月 15 日起臺鐵列車改點後，卻大幅縮減九曲堂車站班次，嚴重影響既有通勤及通學族群，本府交通局已函請交通部臺鐵局於優化整體列車效率及編組調度下，應考量當地觀光發展並顧及既有固定族群之乘車權益，增加九曲堂車站列車停靠班次，尤以非市中心交通較爲不便之二等站、三等站，更應維持上下午通

勤、通學列車，以滿足基本民行需求。初步已獲臺鐵局同意於 12 月起增加停靠 112 次、175 次、314 次自強號及 504 次、513 次莒光號等 5 班次，未來持續觀察旅次需求，於時刻調整時與以通盤檢討（請參閱附件）。

二、爭取退役復興號車廂設置於當地公園：

九曲堂車站是高雄大樹區最重要的交通門戶，周邊有豐富的人文與農產資源，並鄰近唯一列為二級古蹟之鐵道用橋梁一大樹高屏溪舊鐵橋，為串連車站至舊鐵橋濕地公園間之當地人文風俗，本府交通局業於 11 月 5 日邀集有關單位及貴席辦理會勘，並請本府都發局於推動「九曲堂站區空間改造」，併同檢討沿軌道廊帶旁闢設九曲堂站與舊鐵道濕地公園間之行人、自行車專用遊憩步道之可行性，以活化車站周邊文化資產及帶動當地觀光發展。

另貴席建議取退役復興號車廂設置九曲堂站周

				<p>邊公園內乙節，經洽交通部臺鐵局初步獲該局同意協助辦理，本局亦已另函正式向該局提出申請。</p>
--	--	--	--	--

高雄市議會第 2 屆第 2 次定期大會市政總質詢議員質詢事項答復表 (104.12.2 高市府環空字第 10442294000 號函復)				
質詢日期	議員姓名	質詢事項	主辦機關 (協辦機關)	辦理情形
104.11.13	林議員芳如	每到秋冬高雄市空氣品質不佳霾害嚴重，本市除加強事業單位的管制外，民衆要如何做好自身防範措施？APP 可否有主動提醒空氣品質不佳的功能？	環境保護局	<p>高雄市空氣品質不佳，尤以秋、冬季節為最，其中主要係懸浮微粒及臭氧所引起，而懸浮微粒亦係造成霾害主要原因，因此「除霾」應從污染源頭進行管制。市府長期致力於改善空氣品質，環保局持續依空氣污染防治法針對各污染源進行管制工作，依不同污染源排放（固定、移動、逸散等污染源），有不同管制手段，希望藉此降低空氣中之懸浮微粒（霾）。</p> <p>造成空氣品質不良原因複雜，本市雖多年來致力改善，但當大氣擴散不佳或北方氣團挾帶髒空氣南下仍會使空氣品質惡化。為避免民衆健康受到影響，當環保署發布相關空氣品質惡化之通報，環保局即會啓動緊急應變機制，發布空氣品質惡化警報，通知警告區域內主要污染工廠及營建工地應實施減量措施，並出動洗街車加強清洗道路，加強轄區內污染源查緝工作。</p> <p>另環保署為因應空氣品質惡</p>

化之情況，近日研擬修訂「空氣品質嚴重惡化緊急防制辦法」，除新增 PM2.5 空氣品質惡化警告數值及空氣品質惡化預警數值外，並修正各級空氣品質惡化警告區域污染源管制要領，針對各種不同污染源新增許多空品惡化區域管制措施。其中，特別新增民衆防護措施，簡述如下：

- 一、預警：敏感族群建議減少戶外活動，學校則依據教育部規範「高級中等以下學校及幼兒園因應空氣品質惡化處理措施暨緊急應變作業流程」通報處理，並懸掛空氣品質旗幟。
- 二、初級：敏感族群應留在室內，外出時配戴口罩，學校上課得適度關閉門窗，一般民衆減少民衆戶外活動。
- 三、中級：學校應停止戶外活動，民衆應避免戶外活動，室內應緊閉門窗，有必要外出時應配戴個人防護工具。
- 四、緊急：敏感族群不可外出，高風險族群得請假居家健康管理，縣市政府得邀集相關單位會商決定是否停課。

			<p>環保局「高雄市空氣品質即時通」APP，提供本市轄內各空氣品質自動監測站（車）之即時空氣污染指標及監測項目濃度值，另亦針對不同空氣汙染指標等級以不同顏色方式區分，並提供各空氣汙染指標等級之說明與活動建議。民衆可主動下載「高雄市空氣品質即時通」APP，隨時都能掌握最新空氣品質。</p> <p>綜合以上所述，建議民衆可主動下載「高雄市空氣品質即時通」APP，或可至環保署或環保局網站查詢空氣品質，掌握即時資訊，並視空氣品質狀況及個人本身身體狀況，採取減少戶外活動、配戴口罩、防護工具或待在市內緊閉門窗…等不同等級之防護措施，以保護自身不受空氣品質惡化影響。</p>
--	--	--	---

高雄市議會第 2 屆第 2 次定期大會市政總質詢議員質詢事項答復表 (104.12.29 高市府交船字第 10470441500 號函復)					
質 日	詢 期	議員姓名	質詢事項	主辦機關 (協辦機關)	辦 理 情 形
104.11.13		蔡議員金晏	旗津渡船站行人及機車動線改變請召開說明會。	交通 局	本市輪船公司實施旗津居民專用道及進站動線調整試辦計畫，基於尊重旗津居民先前進站搭船習慣，經 11 月 14 日旗津地區里長們反映希望輪船公司停止試辦計畫恢復原來進站動線，經輪船公司董事長陳勁甫正面表示，基於尊重旗津居民意見，同意里長們的訴求。輪船公司極為重視旗津居民進出輪渡站的方便性，亦尊重當地居民長年來使用旗津輪渡站的習慣性，既旗津地區里長們已做明確訴求，輪船公司自 11 月 20 日起調整恢復原來的進站動線，爰無需召開說明會。